

平成 27 年度 4 月改定

介護報酬の算定構造 & 介護報酬改定の基本的考え方

平成 27 年 4 月、介護報酬が改定されました。厚生労働省の公表による介護報酬の算定構造、および改定の基本的な考え方に関しまして、本冊子を作製致しました。

要点整理合格テキストの補足資料として、どうぞご活用ください。

介護報酬（介護給付費）は、給付管理において不可欠なものです。しかし過去の試験においては、「単位数」そのものについて出題された例はありません。

今後も、「〇〇サービス費は××単位である」との設問に対し、正誤を求めるような出題はないと考えられます。

単位数自体を覚える必要はなく、単位数はあくまでも参考数字と理解してください。

介護報酬について試験対策に必要な知識は、以下に関するものであると考えられます。

- ・ 介護給付費は、サービスによって、要介護・要支援区分の軽重により異なる場合と、ケアプラン上に位置づけられたサービス提供時間により異なる場合があること。また、定額制のものと毎回費用が発生するものがあること。
- ・ 加算できる要件と、その算定費の名称を覚えておくこと。
- ・ 減算対象となる場合の事業所や施設の状況を覚えておくこと。

これらに関しては、しっかり理解しておくようにしましょう。



東京アカデミー

介護サービス

(※表中のアミは平成 27 年 4 月改定箇所)

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

① 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注									
		身体介護の(2)～(4)に引き継ぎ生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算									
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+67単位(201単位を限度)	×70/100	×90/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20/100 特定事業所加算 (Ⅱ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅲ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅳ) +5/100	+15/100	+10/100	+5/100									
	(2) 20分以上30分未満 (245単位)																		
	(3) 30分以上1時間未満 (388単位)																		
	(4) 1時間以上 (564単位に30分を増すごとに+80単位)																		
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)																		
	(2) 45分以上 (225単位)																		
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)																			
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)																			
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)																			
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)										注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)																		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (2)の90/100)																		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (2)の80/100)																		

注：特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き継ぎ、生活援助を行うことも可能。

② 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	定身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1, 234単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (2)の90/100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (2)の80/100)						

注：特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位 + 所定単位 × 〇〇/100

③ 訪問看護費

基本部分		注 重症療育の場 合	注 事業所2回一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 夜間又は早朝の 場合、又はは深 夜の場合	注 2人以上による 訪問看護を行 う場合	注 1時間30分以 上の訪問看護を 行う場合	注 要介護5の者の 場合	注 特別地域訪問 看護加算	注 中山間地域等 における小規模 事業所加算	注 中山間地域等に 居住する者への サービス提供加 算	注 緊急時訪問看 護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア 加算	注 医療従事者の訪 問看護が必要で あるものとして 支給が執行する 訪問看護指示 の2次書(訪問看 護指示期間の 日数につき減算 (1日につき))
イ 指定訪問看護 ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (310単位)	×90/100	×90/100	夜間又は早朝の 場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の 場合 +254単位 30分以上の 場合 +402単位	+300単位		+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死に日期14日 以内(2日以上) ターミナルケアを 行った場合 +2000単位	
	(2) 30分未満 (463単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所 の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合算定可能 (262単位)	×90/100				+300単位					1月につき +290単位			
	(2) 30分未満 (392単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)		看護報酬に よる訪問が 1回でもある 場合 ×98/100					+800単位				1月につき 訪問看護ステー ション の場合 +540単位 病院又は 診療所の場合 +250単位			-97単位
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 遠院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)														
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 5単位を加算)													
	ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)													

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療器械等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

④ 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者の10人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	×90/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +60単位	1月につき +150単位
	介護老人保健施設の場合						

ロ 社会参加支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑤ 居宅療養管理指導費

基本部分		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452単位)
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理科又は特定施設入居時等医学総合管理科を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262単位)
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)	
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387単位)
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352単位)
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (452単位)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (302単位)	
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)	

注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位	
注 運着看護師が行う場合 ×90/100	

※ ハ(2)(一)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

⑥ 通所介護費(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
利用者の数 が利用定員 を超える場合			看護・介護 職員が基準 に満たない場合	2時間以上 3時間未満の 通所介護を行 う場合	7時間以上9時間未満 の通所介護の前後に日 常生活上の世話をを行う 場合	中山間地域等に 居住する者のサ ービス提供 加算	入浴介助 を行った場合	中重度障害 者加算	介護職員処 遇改善加算 (Ⅰ)	個別機能加 算(Ⅱ)	個別機能加 算(Ⅲ)	認知症加 算	若年性認知 症利用者加 算	認知症利用 者加算	栄養改善 加算	口腔機能 向上加算	個別機能 強化加算	入浴介助 強化加算	介護職員 処遇改善 加算	事業所と同一 建物に居住 する者又は 同一建物か ら利用する 者に通所介 護を行う場 合	事業所と同一 建物に居住 する者又は 同一建物か ら利用する 者に通所介 護を行う場 合	事業所と同一 建物に居住 する者又は 同一建物か ら利用する 者に通所介 護を行う場 合	
イ 小規模型通所介護費	1) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (426単位)																					
		要介護2 (488単位)																					
		要介護3 (552単位)																					
		要介護4 (614単位)																					
		要介護5 (678単位)																					
	2) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (641単位)																					
		要介護2 (757単位)																					
		要介護3 (874単位)																					
	3) 7時間以上 9時間未満	要介護4 (990単位)																					
		要介護5(1,107単位)																					
		要介護1 (735単位)																					
		要介護2 (868単位)																					
ロ 通常型通所介護費	1) 3時間以上 5時間未満	要介護3(1,006単位)																					
		要介護4(1,144単位)																					
		要介護5(1,281単位)																					
		要介護1 (380単位)																					
		要介護2 (436単位)																					
	2) 5時間以上 7時間未満	要介護3 (493単位)																					
		要介護4 (548単位)																					
		要介護5 (605単位)																					
	3) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (572単位)																					
		要介護2 (676単位)																					
		要介護3 (780単位)																					
		要介護4 (884単位)																					
ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	1) 3時間以上 5時間未満	要介護5 (988単位)																					
		要介護1 (656単位)																					
		要介護2 (775単位)																					
		要介護3 (898単位)																					
		要介護4(1,021単位)																					
	2) 5時間以上 7時間未満	要介護5(1,144単位)																					
		要介護1 (374単位)																					
		要介護2 (429単位)																					
	3) 7時間以上 9時間未満	要介護3 (485単位)																					
		要介護4 (539単位)																					
		要介護5 (595単位)																					
		要介護1 (562単位)																					
ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	1) 3時間以上 5時間未満	要介護2 (665単位)																					
		要介護3 (767単位)																					
		要介護4 (869単位)																					
		要介護5 (971単位)																					
		要介護1 (645単位)																					
	2) 5時間以上 7時間未満	要介護2 (762単位)																					
		要介護3 (883単位)																					
		要介護4(1,004単位)																					
	3) 7時間以上 9時間未満	要介護5(1,125単位)																					
		要介護1 (364単位)																					
		要介護2 (417単位)																					
		要介護3 (472単位)																					
ホ 療養型通所介護費	1) 3時間以上 5時間未満	要介護4 (524単位)																					
		要介護5 (579単位)																					
		要介護1 (547単位)																					
		要介護2 (647単位)																					
		要介護3 (746単位)																					
	2) 5時間以上 7時間未満	要介護4 (846単位)																					
		要介護5 (946単位)																					
		要介護1 (628単位)																					
	3) 7時間以上 9時間未満	要介護2 (742単位)																					
		要介護3 (859単位)																					
		要介護4 (977単位)																					
		要介護5(1,095単位)																					
ヘ サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																						
	2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 6単位を加算)																						
	3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 6単位を加算)																						
ト 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×40/1,000)																						
	2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×22/1,000)																						
	3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×2.90/100)																						
4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×80/1,000)																							

⑥ 通所介護費（平成28年4月1日～）

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
利用者の数 が利用定員 を超える場 合		看護・介護 3時間未満 の通所介護 を行う場合 又は 職員の員数 が基準に満 たない場合	7時間以上9時間未満の 通所介護の 前後に日常 生活上の世話を 行う場合	中山間地域 等に居住 する者への サービス提 供加算	入浴介助を 行った場合	中度者ケ ア体制加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 上 加算	口腔機能向 上 加算	事業所と同一 建物に居住 する者又は 同一建物か ら利用す る者を通所 介護を行う 場合
イ 通常利用型通所介護費	1) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (380単位)	× 70/100	9時間以上10時間未満 の場合 + 50単位 10時間以上11時間未 満の場合 + 100単位 11時間以上12時間未 満の場合 + 150単位 12時間以上13時間未 満の場合 + 200単位 13時間以上14時間未 満の場合 + 250単位									
		要介護2 (436単位)											
		要介護3 (493単位)											
		要介護4 (548単位)											
		要介護5 (605単位)											
	2) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (572単位)											
		要介護2 (676単位)											
		要介護3 (780単位)											
		要介護4 (884単位)											
		要介護5 (988単位)											
	3) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (656単位)											
		要介護2 (775単位)											
		要介護3 (898単位)											
		要介護4 (1,021単位)											
		要介護5 (1,144単位)											
ロ 大規模型通所介護費Ⅰ	1) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (374単位)	× 70/100	+ 5 / 100	1日につき + 50単位	1日につき + 45単位	1日につき + 46単位	1日につき + 56単位	1日につき + 60単位	1日につき + 60単位	1回につき + 150単位 (月2回を 限度)	1回につき + 150単位 (月2回を 限度)	1日につき — 94単位
		要介護2 (429単位)											
		要介護3 (485単位)											
		要介護4 (539単位)											
		要介護5 (595単位)											
	2) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (562単位)	× 70/100										
		要介護2 (665単位)											
		要介護3 (767単位)											
		要介護4 (869単位)											
		要介護5 (971単位)											
	3) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (645単位)											
		要介護2 (762単位)											
		要介護3 (883単位)											
		要介護4 (1,004単位)											
		要介護5 (1,125単位)											
ハ 大規模型通所介護費Ⅱ	1) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (364単位)	× 70/100	9時間以上10時間未満 の場合 + 50単位 10時間以上11時間未 満の場合 + 100単位 11時間以上12時間未 満の場合 + 150単位 12時間以上13時間未 満の場合 + 200単位 13時間以上14時間未 満の場合 + 250単位									
		要介護2 (417単位)											
		要介護3 (472単位)											
		要介護4 (524単位)											
		要介護5 (579単位)											
	2) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (547単位)											
		要介護2 (647単位)											
		要介護3 (746単位)											
		要介護4 (846単位)											
		要介護5 (946単位)											
	3) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (628単位)											
		要介護2 (742単位)											
		要介護3 (859単位)											
		要介護4 (977単位)											
		要介護5 (1,095単位)											
ニ サービス 提供体制 強化加 算	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)												
	2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)												
	3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
ホ 介護職 員処遇改 善加算	1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×40/1,000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計											
	2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×22/1,000)												
	3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×2/90/100)												
	4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×2/80/100)												
注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目													

⑦ 通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上は、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																									
利用者の数が利用定数を超える場合			医師、理学療法士、作業療法士、看護師、介護職員が基準に満たない場合	理学療法士等体制強化加算	6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の定数を加算する場合	中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	短期集中個別リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーション実施後のリハビリテーションを継続した場合の減算(Ⅲ)	生活行為向上リハビリテーション実施後のリハビリテーションを継続した場合の減算(Ⅳ)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	重度療養管理加算	中重度者ケア体制加算	事業所と同一建物から転入する者による通所リハビリテーションを行う場合	事業所と同一建物から転入する者による通所リハビリテーションを行う場合																																					
ハ 大規模の事業所Ⅱの場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (316単位) 要介護2 (346単位) 要介護3 (373単位) 要介護4 (402単位) 要介護5 (430単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+30単位	1日につき+50単位	1月につき+230単位	1月につき+1020単位	1日につき+240単位	1月につき+1920単位	1日につき+150単位	1月につき+1200単位	1日につき+60単位	1日につき+150単位	1回につき+150単位	1回につき+150単位	1回につき+150単位	1日につき+20単位	1日につき+94単位	片道につき+47単位																																					
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (330単位) 要介護2 (384単位) 要介護3 (437単位) 要介護4 (491単位) 要介護5 (544単位)																																																								
ハ 大規模の事業所Ⅱの場合	介護老人保健施設の場合	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (426単位) 要介護2 (500単位) 要介護3 (573単位) 要介護4 (646単位) 要介護5 (719単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+30単位	1日につき+50単位	1月につき+230単位	1月につき+1020単位	1日につき+240単位	1月につき+1920単位	1日につき+150単位	1月につき+1200単位	1日につき+60単位	1日につき+150単位	1回につき+150単位	1回につき+150単位	1回につき+150単位	1日につき+20単位	1日につき+94単位	片道につき+47単位																																					
		(4) 4時間以上6時間未満	要介護1 (536単位) 要介護2 (638単位) 要介護3 (741単位) 要介護4 (842単位) 要介護5 (944単位)																																																								
ハ 大規模の事業所Ⅱの場合	介護老人保健施設の場合	(5) 6時間以上8時間未満	要介護1 (697単位) 要介護2 (839単位) 要介護3 (982単位) 要介護4 (1,124単位) 要介護5 (1,266単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+30単位	1日につき+50単位	1月につき+230単位	1月につき+1020単位	1日につき+240単位	1月につき+1920単位	1日につき+150単位	1月につき+1200単位	1日につき+60単位	1日につき+150単位	1回につき+150単位	1回につき+150単位	1回につき+150単位	1日につき+20単位	1日につき+94単位	片道につき+47単位																																					
		(6) 8時間以上12時間未満	要介護1 (842単位) 要介護2 (1,020単位) 要介護3 (1,208単位) 要介護4 (1,396単位) 要介護5 (1,584単位)																																																								
ニ 社会参加支援加算			(1日につき12単位を加算)																																																								
キ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1) 1回につき18単位を加算																																																									
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1) 1回につき12単位を加算																																																								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1) 1回につき6単位を加算																																																									
		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 月につき+所定単位×34/1000																																																								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1) 月につき+所定単位×19/1000																																																									
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1) 月につき+(2)の90/100																																																								
ヘ 介護職員処遇改善加算	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1) 月につき+(2)の80/100																																																									
		(1) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																																																									

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとなして単位数を算定する。

⑧ 短期入所生活介護費（平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日）

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																							
				夜勤を行う職員が勤務条件を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数が入所定員を超える場合	又は介護・看護職員が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	個別機能訓練加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	医療連携強化加算	夜勤職員配置加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症患者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	緊急短期入所受入加算	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合																							
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (620単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100		1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	介護につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を限度)	1日につき +30単位																						
			要介護2 (687単位)																																						
			要介護3 (755単位)																																						
			要介護4 (822単位)																																						
			要介護5 (887単位)																																						
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (687単位)																																						
			要介護2 (754単位)																																						
			要介護3 (822単位)																																						
			要介護4 (889単位)																																						
			要介護5 (954単位)																																						
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (718単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100		1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	介護につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を限度)	1日につき +30単位																						
			要介護2 (784単位)																																						
			要介護3 (855単位)																																						
			要介護4 (921単位)																																						
			要介護5 (987単位)																																						
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (718単位)																																						
			要介護2 (784単位)																																						
			要介護3 (855単位)																																						
			要介護4 (921単位)																																						
			要介護5 (987単位)																																						
ハ 療養食加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)		× 97 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100		1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	介護につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を限度)	1日につき +30単位																						
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)																																							
(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)																																								
(4) 看護体制加算を算定していない場合	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)																																								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		× 97 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100		1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	介護につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を限度)	1日につき +30単位																						
			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ																	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																					
																					(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																			
																							(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																	
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59 / 1000)																		× 97 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100		1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +4単位	1日につき +8単位	1日につき +58単位	1日につき +13単位		1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	介護につき +184単位	1日につき +90単位 (7日間を限度)	1日につき +30単位						
			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)																																	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33 / 1000)					
																																					(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90 / 100)			
																																							(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80 / 100)	
				注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計																																					
				： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																																					

⑧ 短期入所生活介護費（平成 27 年 8 月 1 日～）

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				夜勤を行う職員が勤務条件を満たさない場合	利用者の数及び入所者の合計入所定員を超える場合	又は、介護・看護職員が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	個別機能訓練加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	医療連携強化加算	夜勤職員配置加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症受入加算	利用者に送迎を行う場合	緊急短期入所受入加算	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (620単位)															
			要介護2 (687単位)															
			要介護3 (755単位)															
			要介護4 (822単位)															
			要介護5 (887単位)															
	(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (640単位)															
			要介護2 (707単位)															
			要介護3 (775単位)															
			要介護4 (842単位)															
			要介護5 (907単位)															
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (579単位)										1日につき +13単位					
			要介護2 (646単位)															
			要介護3 (714単位)															
			要介護4 (781単位)															
			要介護5 (846単位)															
	(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (599単位)															
			要介護2 (666単位)															
			要介護3 (734単位)															
			要介護4 (801単位)															
			要介護5 (866単位)															
ハ 療養食加算	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (718単位)	x 97 / 100	x 70 / 100	x 70 / 100								1日につき (7日間を限度)			1日につき +90単位 (7日間を限度)	1日につき ～30単位
			要介護2 (784単位)															
			要介護3 (855単位)															
			要介護4 (921単位)															
			要介護5 (987単位)															
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (718単位)															
			要介護2 (784単位)															
			要介護3 (855単位)															
			要介護4 (921単位)															
			要介護5 (987単位)															
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)	(一) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)	要介護1 (677単位)															
			要介護2 (743単位)															
			要介護3 (814単位)															
			要介護4 (880単位)															
			要介護5 (946単位)															
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)	(二) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)	要介護1 (677単位)															
			要介護2 (743単位)															
			要介護3 (814単位)															
			要介護4 (880単位)															
			要介護5 (946単位)															
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																	
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59 / 1000)																	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33 / 1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90 / 100)																	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80 / 100)																	
注				注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計														
注				注 ・ サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目														

⑨ 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			夜勤勤務を要する場合	利用者の数及び入所者の数が入所定員を超える場合	また、低床、看護職員、介護職員、利用者の数、作業療法士又は言語聴覚士の人数が基準に満たない場合	全館のユニットリーダー・ユニット場に配置していないユニットケアにおける時間が実費として加算される	夜勤職員配置加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	認知症対応加算	緊急対応加算	短期入所者に対する利用料加算	看護管理加算
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> 【従来型】											
		要介護1 (750単位)											
		要介護2 (795単位)											
		要介護3 (856単位)											
		要介護4 (908単位)											
		要介護5 (959単位)											
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <従来型個室> 【在宅強化型】											
		要介護1 (788単位)											
		要介護2 (859単位)											
		要介護3 (921単位)											
		要介護4 (977単位)											
		要介護5 (1,032単位)											
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <多床室> 【従来型】											
		要介護1 (823単位)											
		要介護2 (871単位)											
		要介護3 (932単位)											
		要介護4 (963単位)											
		要介護5 (1,036単位)											
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv) <多床室> 【在宅強化型】											
		要介護1 (867単位)											
		要介護2 (941単位)											
		要介護3 (1,003単位)											
		要介護4 (1,059単位)											
		要介護5 (1,114単位)											
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健：看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> 【療養型】											
		要介護1 (778単位)											
		要介護2 (859単位)											
		要介護3 (972単位)											
		要介護4 (1,048単位)											
		要介護5 (1,122単位)											
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <従来型個室> 【療養強化型】											
		要介護1 (778単位)											
		要介護2 (859単位)											
		要介護3 (1,041単位)											
		要介護4 (1,115単位)											
		要介護5 (1,190単位)											
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <多床室> 【療養型】											
		要介護1 (855単位)											
		要介護2 (937単位)											
		要介護3 (1,051単位)											
		要介護4 (1,126単位)											
		要介護5 (1,200単位)											
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv) <多床室> 【療養強化型】											
		要介護1 (855単位)											
		要介護2 (937単位)											
		要介護3 (1,118単位)											
		要介護4 (1,193単位)											
		要介護5 (1,268単位)											
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室> 【療養型】	x 97 / 100	x 70 / 100	x 70 / 100		+ 24 単位	+ 240 単位	+ 200 単位 (7 日間を限度)	+ 90 単位 (7 日間を限度)	+ 120 単位		片道につき + 184 単位
		要介護1 (778単位)											
		要介護2 (853単位)											
		要介護3 (1,014単位)											
		要介護4 (1,089単位)											
		要介護5 (1,164単位)											
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <従来型個室> 【療養強化型】											
		要介護1 (855単位)											
		要介護2 (931単位)											
		要介護3 (1,024単位)											
		要介護4 (1,098単位)											
		要介護5 (1,173単位)											
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <多床室> 【療養型】											
		要介護1 (855単位)											
		要介護2 (931単位)											
		要介護3 (1,092単位)											
		要介護4 (1,167単位)											
		要介護5 (1,241単位)											
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健：看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室> 【従来型】											
		要介護1 (829単位)											
		要介護2 (874単位)											
		要介護3 (936単位)											
		要介護4 (989単位)											
		要介護5 (1,040単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室> 【在宅強化型】											
		要介護1 (871単位)											
		要介護2 (945単位)											
		要介護3 (1,007単位)											
		要介護4 (1,063単位)											
		要介護5 (1,118単位)											
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <ユニット型標準個室> 【在宅強化型】	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室> 【従来型】											
		要介護1 (829単位)											
		要介護2 (874単位)											
		要介護3 (936単位)											
		要介護4 (989単位)											
		要介護5 (1,040単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室> 【療養強化型】											
		要介護1 (871単位)											
		要介護2 (945単位)											
		要介護3 (1,007単位)											
		要介護4 (1,063単位)											
		要介護5 (1,118単位)											
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <ユニット型標準個室> 【療養型】											
		要介護1 (940単位)											
		要介護2 (1,021単位)											
		要介護3 (1,134単位)											
		要介護4 (1,210単位)											
		要介護5 (1,284単位)											
	(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型標準個室> 【療養強化型】	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型標準個室> 【従来型】											
		要介護1 (940単位)											
		要介護2 (1,021単位)											
		要介護3 (1,203単位)											
		要介護4 (1,277単位)											
		要介護5 (1,352単位)											
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型標準個室> 【療養強化型】											
		要介護1 (940単位)											
		要介護2 (1,021単位)											
		要介護3 (1,203単位)											
		要介護4 (1,277単位)											
		要介護5 (1,352単位)											

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				夜勤を行う職員が勤務した場合は、利用者の数及び入所者の数の合計が入所定員を超える場合	又は	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	看護のユニットリーダー（ユニット長）に任じていないユニットケアにおける施設が未整備である場合	夜勤職員配置加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	認知症・心身症状対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症受入加算	重度療養管理加算	利用者に速達を行う場合
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ） ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1（940単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	+24単位	+240単位	+200単位 （7日間を限度）	+90単位 （7日間を限度）	+120単位	+60単位 （要介護4・5に限る）	片週につき +184単位	
			要介護2（1,015単位）												
			要介護3（1,108単位）												
			要介護4（1,183単位）												
			要介護5（1,257単位）												
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ） ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1（940単位）												
			要介護2（1,015単位）												
			要介護3（1,176単位）												
			要介護4（1,251単位）												
			要介護5（1,326単位）												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ） ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1（940単位）												
			要介護2（1,015単位）												
			要介護3（1,108単位）												
			要介護4（1,183単位）												
			要介護5（1,257単位）												
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅳ） ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1（940単位）												
			要介護2（1,015単位）												
			要介護3（1,176単位）												
			要介護4（1,251単位）												
			要介護5（1,326単位）												
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654単位)													
	(二) 4時間以上6時間未満	(905単位)													
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257単位)													
注 特別療養費															
注 療養体制維持特別加算				(1日につき 27単位を加算)											
(4) 療養食加算				(1日につき 23単位を加算)											
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)													
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)													
	(二) 特定治療														
(6) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	(1日につき 18単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	(1日につき 12単位を加算)													
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	(1日につき 6単位を加算)													
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	(1日につき 6単位を加算)													
(7) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	(1月につき +所定単位×27／1000)													
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	(1月につき +所定単位×15／1000)													
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(1月につき +(2)の90／100)													
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(1月につき +(2)の80／100)													
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計											

※ 特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

[illegible]

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注																				
			利用者の数及び入 院患者の数の合計 数が入院患者の定 員を超える場合	常勤のユニットリー ダーをユニット長に配 置していない等ユ ニットケアにおける 体制が未整備である場 合	廊下幅が設備基 準を満たさない場 合	認知症行動・心理 症状緊急対応加 算	緊急短期入 所受入加算	若年性認知症利 用者受入加算																				
(1) 診療所 短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所 短期入所療養 介護費(Ⅰ)	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (673 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位																				
		要介護2 (722 単位)	要介護2 (722 単位)																									
		要介護3 (770 単位)	要介護3 (770 単位)																									
		要介護4 (818 単位)	要介護4 (818 単位)																									
		要介護5 (867 単位)	要介護5 (867 単位)																									
		b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (700 単位)																									
		要介護2 (752 単位)	要介護2 (752 単位)																									
		要介護3 (802 単位)	要介護3 (802 単位)																									
		要介護4 (852 単位)	要介護4 (852 単位)																									
		要介護5 (903 単位)	要介護5 (903 単位)																									
		c 診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (691 単位)																									
		要介護2 (741 単位)	要介護2 (741 単位)																									
		要介護3 (791 単位)	要介護3 (791 単位)																									
		要介護4 (840 単位)	要介護4 (840 単位)																									
		要介護5 (890 単位)	要介護5 (890 単位)																									
		d 診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜多床室＞	要介護1 (777 単位)																									
		要介護2 (825 単位)	要介護2 (825 単位)																									
		要介護3 (875 単位)	要介護3 (875 単位)																									
	要介護4 (922 単位)	要介護4 (922 単位)																										
	要介護5 (971 単位)	要介護5 (971 単位)																										
	e 診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 (809 単位)																										
	要介護2 (860 単位)	要介護2 (860 単位)																										
	要介護3 (911 単位)	要介護3 (911 単位)																										
	要介護4 (961 単位)	要介護4 (961 単位)																										
	要介護5 (1,012 単位)	要介護5 (1,012 単位)																										
	f 診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 (798 単位)																										
	要介護2 (848 単位)	要介護2 (848 単位)																										
	要介護3 (898 単位)	要介護3 (898 単位)																										
	要介護4 (947 単位)	要介護4 (947 単位)																										
	要介護5 (998 単位)	要介護5 (998 単位)																										
(二) 診療所 短期入所療養 介護費(Ⅱ)	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (596 単位)	×97/100	診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位																					
	要介護2 (640 単位)	要介護2 (640 単位)																										
	要介護3 (683 単位)	要介護3 (683 単位)																										
	要介護4 (728 単位)	要介護4 (728 単位)																										
	要介護5 (771 単位)	要介護5 (771 単位)																										
	b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (702 単位)																										
要介護2 (745 単位)	要介護2 (745 単位)																											
要介護3 (789 単位)	要介護3 (789 単位)																											
要介護4 (832 単位)	要介護4 (832 単位)																											
要介護5 (876 単位)	要介護5 (876 単位)																											
(2) ユニ ット診 療所 短期入 所療 養介 護費 (1日につき)	(一) ユニ ット型 診療 所短 期入 所療 養介 護費 (Ⅰ) ＜ユ ニ ット 型 個 室＞	要介護1 (798 単位)						×70/100	診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位																
		要介護2 (847 単位)											要介護2 (847 単位)															
		要介護3 (895 単位)											要介護3 (895 単位)															
		要介護4 (943 単位)											要介護4 (943 単位)															
		要介護5 (992 単位)											要介護5 (992 単位)															
	(二) ユニ ット型 診療 所短 期入 所療 養介 護費 (Ⅱ) ＜療 養機 能強 化型 A＞ ＜ユ ニ ット 型 個 室＞	要介護1 (825 単位)											×97/100	診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位											
		要介護2 (877 単位)																要介護2 (877 単位)										
		要介護3 (927 単位)																要介護3 (927 単位)										
		要介護4 (977 単位)																要介護4 (977 単位)										
		要介護5 (1,028 単位)																要介護5 (1,028 単位)										
	(三) ユニ ット型 診療 所短 期入 所療 養介 護費 (Ⅲ) ＜療 養機 能強 化型 B＞ ＜ユ ニ ット 型 個 室＞	要介護1 (816 単位)																×70/100	診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位						
		要介護2 (866 単位)																					要介護2 (866 単位)					
		要介護3 (916 単位)																					要介護3 (916 単位)					
		要介護4 (965 単位)																					要介護4 (965 単位)					
		要介護5 (1,015 単位)																					要介護5 (1,015 単位)					
	(四) ユニ ット型 診療 所短 期入 所療 養介 護費 (Ⅳ) ＜ユ ニ ット 型 準 個 室＞	要介護1 (798 単位)																					×97/100	診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位	
		要介護2 (847 単位)																										要介護2 (847 単位)
		要介護3 (895 単位)																										要介護3 (895 単位)
		要介護4 (943 単位)																										要介護4 (943 単位)
		要介護5 (992 単位)																										要介護5 (992 単位)
	(五) ユニ ット型 診療 所短 期入 所療 養介 護費 (Ⅴ) ＜療 養機 能強 化型 A＞ ＜ユ ニ ット 型 準 個 室＞	要介護1 (825 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位																					
		要介護2 (877 単位)																										要介護2 (877 単位)
		要介護3 (927 単位)																										要介護3 (927 単位)
		要介護4 (977 単位)																										要介護4 (977 単位)
要介護5 (1,028 単位)		要介護5 (1,028 単位)																										
(六) ユニ ット型 診療 所短 期入 所療 養介 護費 (Ⅵ) ＜療 養機 能強 化型 B＞ ＜ユ ニ ット 型 準 個 室＞	要介護1 (816 単位)	×97/100						診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)	+120単位																	
	要介護2 (866 単位)											要介護2 (866 単位)																
	要介護3 (916 単位)											要介護3 (916 単位)																
	要介護4 (965 単位)											要介護4 (965 単位)																
	要介護5 (1,015 単位)											要介護5 (1,015 単位)																
(3) 特定診療所短期入所 療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満											(654 単位)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計	×97/100	診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を 限度)											+120単位
	(二) 4時間以上6時間未満											(905 単位)																
	(三) 6時間以上8時間未満											(1,257 単位)																
(4) 療養食加算												(1日につき 23単位を加算)																
(5) 特定診療費																												
(6) サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																											
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																											
(7) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)																											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)																											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)																											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)																											

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注		注		注		注							
				利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院患 者の定員を超える 場合	又は 看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	又は 看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 20/100を乗じて 得た数未満の場 合	又は 僻地の医師確保 計画を届出たも の以外で、医師の数が基 準に定められた医 師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	又は 僻地の医師確保 計画を届出たも の以外で、医師の数が基 準に定められた医 師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	常勤のユニッ トリーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニッ トケアにおけ る体制が未 整備である場合	緊急短期入所受 入加算	利用者に対して 送迎を行う場合						
(1) 認知症 疾患型短期 入所療養 介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症 疾患型短期 入所療養 介護費(Ⅰ)	a 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,081 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,209 単位) 要介護5 (1,273 単位)	×70/100	×90/100		×90/100									
			b 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (1,127 単位) 要介護2 (1,187 単位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,315 単位) 要介護5 (1,378 単位)													
			a 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (962 単位) 要介護2 (1,028 単位) 要介護3 (1,097 単位) 要介護4 (1,164 単位) 要介護5 (1,230 単位)													
			b 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (1,058 単位) 要介護2 (1,135 単位) 要介護3 (1,207 単位) 要介護4 (1,270 単位) 要介護5 (1,336 単位)													
			a 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (934 単位) 要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,065 単位) 要介護4 (1,130 単位) 要介護5 (1,195 単位)													
			b 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (1,040 単位) 要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,236 単位) 要介護5 (1,300 単位)													
		(三) 認知症 疾患型短期 入所療養 介護費(Ⅲ)	a 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (919 単位) 要介護2 (983 単位) 要介護3 (1,047 単位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,175 単位)	×70/100		-12単位			+90単位 (7日間を 限度)	片道につき +184単位						
			b 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (1,024 単位) 要介護2 (1,089 単位) 要介護3 (1,157 単位) 要介護4 (1,217 単位) 要介護5 (1,280 単位)													
			a 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (986 単位) 要介護2 (1,052 単位) 要介護3 (1,116 単位) 要介護4 (1,182 単位) 要介護5 (1,247 単位)													
			b 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (956 単位) 要介護2 (1,023 単位) 要介護3 (1,084 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,221 単位)													
			a 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (867 単位) 要介護2 (930 単位) 要介護3 (995 単位) 要介護4 (1,059 単位) 要介護5 (1,123 単位)													
			b 認知症疾患型短期入所 療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (873 単位) 要介護2 (938 単位) 要介護3 (1,000 単位) 要介護4 (1,065 単位) 要介護5 (1,128 単位)													
	(二) 認知症 疾患型短期 入所療養 介護費(Ⅱ) (1日につき)	a ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)	×70/100								×90/100	×90/100				
		b ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)														
		a ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,222 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)														
		b ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (1,088 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,222 単位) 要介護4 (1,290 単位) 要介護5 (1,356 単位)														
		(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)														
		(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)														
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)															
	(5) 療養室加算				(1日につき 23単位を加算)												
	(6) 特定診療費																
	(7) サービス提供 体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)															
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)															
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)															
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
(8) 介護職員 処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)							注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計									
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)																
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)																
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)																

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑩ 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護 職員の員数 が基準に満た ない場合	介護職員の 員数が基準 に満たない場 合	個別機能訓 練加算	夜間看護体 制加算	医療機関連 携加算	障害者等支 援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (533 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位		
	要介護2 (597 単位)							
	要介護3 (666 単位)							
	要介護4 (730 単位)							
	要介護5 (798 単位)							
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		×70/100				1日につき +20単位	訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに56単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単位 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 ・通院等乗降介助 1回につき 86単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護別別に定める限度を上限とする。	
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (533 単位)	×70/100			1日につき +10単位			
	要介護2 (597 単位)							
	要介護3 (666 単位)							
	要介護4 (730 単位)							
	要介護5 (798 単位)							

ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)

ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×61/100)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/100)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)

注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要介護1 16,203単位
要介護2 18,149単位
要介護3 20,246単位
要介護4 22,192単位
要介護5 24,259単位
※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

⑪ 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (※に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付風呂			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排せつ処理装置			

〔 〕：特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排せつ処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,042単位) 要介護3・4・5 (1,353単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (521単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき —200単位
			要介護3・4・5 (677単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (313単位)					
			要介護3・4・5 (406単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +300単位)								
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

① 介護福祉施設サービス(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

– 19 –

チ 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
リ 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヌ 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)		
ル 看取り介護加算	(1) 死亡日以前 4日以上 30日以下 (1日につき 144単位を加算)	
	(2) 死亡日以前 2日又は 3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)		
ワ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 40単位を加算)		
カ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後 7日以内に限り 1日につき 200単位を加算)		
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
レ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×59／1000)	注 所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×33／1000)	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)	

① 介護福祉施設サービス(平成27年8月1日～)

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
				夜勤を行う労働条件を定めた場合	入所者の入所を定める場合	介護・看護員又は介護支援専門員等の員数が定員に満たない場合	常時2名のユニットリーダーをユニットに配置している等ユニットがなおける体制を整備する場合	日常生活支援	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若知症入算	看護配置加算	精神科医師指導が月2回以上行われている場合	看護配置加算	看護配置加算			
イ 介護福祉施設サービス費	(1) 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1(547単位) 要介護2(614単位) 要介護3(682単位) 要介護4(749単位) 要介護5(814単位)																	
			b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1(547単位) 要介護2(614単位) 要介護3(682単位) 要介護4(749単位) 要介護5(814単位)																	
				(二) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1(700単位) 要介護2(763単位) 要介護3(830単位) 要介護4(893単位) 要介護5(955単位)															
		b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞			要介護1(700単位) 要介護2(763単位) 要介護3(830単位) 要介護4(893単位) 要介護5(955単位)																
			(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)		(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1(547単位) 要介護2・3(653単位) 要介護4・5(781単位)														
				(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費		a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1(700単位) 要介護2・3(800単位) 要介護4・5(923単位)														
	b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1(700単位) 要介護2・3(800単位) 要介護4・5(923単位)																			
		ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス費			(1) ユニット型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1(625単位) 要介護2(691単位) 要介護3(762単位) 要介護4(828単位) 要介護5(894単位)													
				b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞			要介護1(625単位) 要介護2(691単位) 要介護3(762単位) 要介護4(828単位) 要介護5(894単位)														
	(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費						a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1(766単位) 要介護2(829単位) 要介護3(897単位) 要介護4(960単位) 要介護5(1,022単位)													
			b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞			要介護1(766単位) 要介護2(829単位) 要介護3(897単位) 要介護4(960単位) 要介護5(1,022単位)															
				(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき)		(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1(625単位) 要介護2・3(722単位) 要介護4・5(850単位)													
b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1(625単位) 要介護2・3(722単位) 要介護4・5(850単位)																				
	(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費		a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞		要介護1(766単位) 要介護2・3(868単位) 要介護4・5(990単位)																
			b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞		要介護1(766単位) 要介護2・3(868単位) 要介護4・5(990単位)																

注	身体拘束廃止未実施減算	(1日につき 5単位を減算)	
注	外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定	
ハ	初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ニ	退所時等相対援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		(3) 退所時相対援助加算	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
		(4) 退所前連携加算	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ホ	栄養マネジメント加算	(1日につき 14単位を加算)	
ヘ	経口移行加算	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない
ト	経口維持加算 (1月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない
		(2) 経口維持加算(Ⅱ)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない
チ	口腔衛生管理体制加算	(1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

リ 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヌ 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)		
ル 看取り介護加算	(1) 死亡日以前 4日以上 30日以下 (1日につき 144単位を加算)	
	(2) 死亡日以前 2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)		
ワ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 40単位を加算)		
カ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき 200単位を加算)		
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
レ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×59/1000)	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×33/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十(2)の90/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(2)の80/100)	

注 所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計	
--------------------------------	--

② 介護保健施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う 職員の勤務 条件基準を 満たさない 場合	入所者の数 が入所定員 を超える場 合	医師、看護職員、介護 職員、理学療法士、作 業療法士、言語聴覚士 又は介護支援専門員の 員数が基準を満たさない 場合	常勤のユニットリー ダーもユニット等に 配置していない等ユ ニットケアにおける 役割が未整備である 場合	夜勤職員配 置加算	短期集中リ ハビリテー ション実 施加算	認知症短期 集中リハビ リテーション 実施加算	認知症ケア 加算	若年性認知 症入所者受 入加算	在宅復帰・ 在宅療養支 援機能加算	
イ 介護保健 施設サービ ス費 (1日につ き)	(1) 介護保健 施設サービ ス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス 費(ⅰ) ＜従来型個室＞ 【従来型】	要介護1 (695単位) 要介護2 (740単位) 要介護3 (801単位) 要介護4 (853単位) 要介護5 (904単位)									1日につき + 27単位	
		(二) 介護保健施設サービス 費(ⅱ) ＜従来型個室＞ 【在宅強化型】	要介護1 (733単位) 要介護2 (804単位) 要介護3 (866単位) 要介護4 (922単位) 要介護5 (977単位)										
		(三) 介護保健施設サービス 費(ⅲ) ＜多床室＞ 【従来型】	要介護1 (768単位) 要介護2 (816単位) 要介護3 (877単位) 要介護4 (928単位) 要介護5 (981単位)									1日につき + 27単位	
		(四) 介護保健施設サービス 費(ⅳ) ＜多床室＞ 【在宅強化型】	要介護1 (812単位) 要介護2 (886単位) 要介護3 (948単位) 要介護4 (1,004単位) 要介護5 (1,059単位)										
	(2) 介護保健 施設サービ ス費(Ⅱ) ＜療養型老 健：看護職 員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス 費(ⅰ) ＜従来型個室＞ 【療養型】	要介護1 (723単位) 要介護2 (804単位) 要介護3 (917単位) 要介護4 (993単位) 要介護5 (1,067単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100		1日につき + 24単位	1日につき + 240単位	1日につき + 240単位 (週3日を限度)	1日につき + 76単位		1日につき + 120単位
		(二) 介護保健施設サービス 費(ⅱ) ＜従来型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 (723単位) 要介護2 (804単位) 要介護3 (986単位) 要介護4 (1,060単位) 要介護5 (1,135単位)										
		(三) 介護保健施設サービス 費(ⅲ) ＜多床室＞ 【療養型】	要介護1 (800単位) 要介護2 (882単位) 要介護3 (996単位) 要介護4 (1,071単位) 要介護5 (1,145単位)										
		(四) 介護保健施設サービス 費(ⅳ) ＜多床室＞ 【療養強化型】	要介護1 (800単位) 要介護2 (882単位) 要介護3 (1,063単位) 要介護4 (1,138単位) 要介護5 (1,213単位)										
	(3) 介護保健 施設サービ ス費(Ⅲ) ＜療養型老 健：看護サ ンコール体 制＞	(一) 介護保健施設サービス 費(ⅰ) ＜従来型個室＞ 【療養型】	要介護1 (723単位) 要介護2 (798単位) 要介護3 (891単位) 要介護4 (966単位) 要介護5 (1,040単位)										
		(二) 介護保健施設サービス 費(ⅱ) ＜従来型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 (723単位) 要介護2 (798単位) 要介護3 (959単位) 要介護4 (1,034単位) 要介護5 (1,109単位)										
		(三) 介護保健施設サービス 費(ⅲ) ＜多床室＞ 【療養型】	要介護1 (800単位) 要介護2 (876単位) 要介護3 (969単位) 要介護4 (1,043単位) 要介護5 (1,118単位)										
		(四) 介護保健施設サービス 費(ⅳ) ＜多床室＞ 【療養強化型】	要介護1 (800単位) 要介護2 (876単位) 要介護3 (1,037単位) 要介護4 (1,112単位) 要介護5 (1,186単位)										
ロ ユニット 型介護保健 施設サービ ス費 (1日につ き)	(1) ユニット 型介護保健 施設サー ビス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞ 【従来型】	要介護1 (774単位) 要介護2 (819単位) 要介護3 (881単位) 要介護4 (934単位) 要介護5 (985単位)			× 97 / 100						1日につき + 27単位	
		(二) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞ 【在宅強化型】	要介護1 (816単位) 要介護2 (890単位) 要介護3 (952単位) 要介護4 (1,008単位) 要介護5 (1,063単位)										
		(三) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞ 【従来型】	要介護1 (774単位) 要介護2 (819単位) 要介護3 (881単位) 要介護4 (934単位) 要介護5 (985単位)									1日につき + 27単位	
		(四) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞ 【在宅強化型】	要介護1 (816単位) 要介護2 (890単位) 要介護3 (952単位) 要介護4 (1,008単位) 要介護5 (1,063単位)										
	(2) ユニット 型介護保健 施設サービ ス費(Ⅱ) ＜療養型老 健：看護職 員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 (885単位) 要介護2 (966単位) 要介護3 (1,079単位) 要介護4 (1,155単位) 要介護5 (1,229単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100	1日につき + 24単位	1日につき + 240単位	1日につき + 240単位 (週3日を限度)	1日につき + 120単位		
		(二) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 (885単位) 要介護2 (966単位) 要介護3 (1,148単位) 要介護4 (1,222単位) 要介護5 (1,297単位)										
		(三) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 (885単位) 要介護2 (966単位) 要介護3 (1,079単位) 要介護4 (1,155単位) 要介護5 (1,229単位)										
		(四) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 (885単位) 要介護2 (966単位) 要介護3 (1,148単位) 要介護4 (1,222単位) 要介護5 (1,297単位)										
	(3) ユニット 型介護保健 施設サービ ス費(Ⅲ) ＜療養型老 健：看護サ ンコール体 制＞	(一) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 (885単位) 要介護2 (960単位) 要介護3 (1,053単位) 要介護4 (1,128単位) 要介護5 (1,202単位)										
		(二) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 (885単位) 要介護2 (960単位) 要介護3 (1,121単位) 要介護4 (1,196単位) 要介護5 (1,271単位)										
		(三) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 (885単位) 要介護2 (960単位) 要介護3 (1,053単位) 要介護4 (1,128単位) 要介護5 (1,202単位)										
		(四) ユニット型介護保健施 設サービス費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 (885単位) 要介護2 (960単位) 要介護3 (1,121単位) 要介護4 (1,196単位) 要介護5 (1,271単位)										

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	労働のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算
注 身体拘束廃止未実施減算			(1 日につき 5 単位を減算)									
注 外泊時費用			入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 362 単位を算定									
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	療養型老健以外の場合 (1 日につき 160 単位を加算)										
		療養型老健の場合 (1 日につき 160 単位を加算)										
	(2) 死亡日以前 2 日又は 3 日	療養型老健以外の場合 (1 日につき 820 単位を加算)										
		療養型老健の場合 (1 日につき 850 単位を加算)										
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1 日につき 1,650 単位を加算)										
注 特別療養費												
注 療養体制維持特別加算			(1 日につき 27 単位を加算)									
ハ 初期加算			(1 日につき 30 単位を加算)									
ニ 入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)	在宅強化型の場合 (1 回につき 450 単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定										
	在宅強化型以外の場合 (1 回につき 450 単位を加算)											
ニ 入所前後訪問指導加算 (Ⅱ)	在宅強化型の場合 (1 回につき 480 単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定										
	在宅強化型以外の場合 (1 回につき 480 単位を加算)											
ホ 退所時指導等加算	(1) 退所時等指導加算	(一) 退所前訪問指導加算	在宅強化型の場合 (入所中 1 日を限度に 460 単位を算定)									
			在宅強化型以外の場合 (入所中 1 日(療養型老健の場合は 1 日又は 2 回)を限度に 460 単位を算定)									
		(二) 退所後訪問指導加算(退所後 1 回を限度)	在宅強化型の場合 (460 単位を算定)									
			在宅強化型以外の場合 (460 単位を算定)									
		(三) 退所時指導加算	(400 単位)	注 入所期間が 1 月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合								
		(四) 退所時情報提供加算	(500 単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合								
	(五) 退所前連携加算	(500 単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合									
(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者 1 人につき 1 回を限度として 300 単位を算定)												
ヘ 栄養マネジメント加算			(1 日につき 14 単位を加算)									
ト 経口移行加算			(1 日につき 28 単位を加算)									
チ 経口維持加算 (1 月につき)	(1) 経口維持加算 (Ⅰ)	(400 単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。									
		(100 単位)	注 経口維持加算 (Ⅰ) を算定していない場合は、算定しない。									
リ 口腔衛生管理体制加算			(1 月につき 30 単位を加算)									
ヌ 口腔衛生管理加算			(1 月につき 110 単位を加算)									
ル 療養食加算			(1 日につき 18 単位を加算)									
ヲ 在宅復帰支援機能加算			(療養型老健に限り 1 日につき 5 単位を加算)									
ワ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1 月に 1 回 3 日を限度に、1 日につき 511 単位を算定)										
		療養型老健の場合 (1 月に 1 回 3 日を限度に、1 日につき 511 単位を算定)										
カ 所定疾患施設療養費		療養型老健以外の場合 (1 月に 1 回 7 日を限度に、1 日につき 305 単位を算定)										
		療養型老健の場合 (1 月に 1 回 7 日を限度に、1 日につき 305 単位を算定)										
ヨ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (1 日につき 3 単位を加算)										
		(2) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ) (1 日につき 4 単位を加算)										
タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		療養型老健以外の場合 (入所後 7 日に限り 1 日につき 200 単位を加算)										
		療養型老健の場合 (入所後 7 日に限り 1 日につき 200 単位を加算)										
レ 認知症情報提供加算			(1 回当たり 350 単位を加算)									
ソ 地域連携診療計画情報提供加算		在宅強化型の場合 (入所者 1 人につき 1 回を限度として 300 単位を加算)										
		在宅強化型以外の場合 (入所者 1 人につき 1 回を限度として 300 単位を加算)										
ツ サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ (1 日につき 18 単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ (1 日につき 12 単位を加算)										
		(三) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (1 日につき 6 単位を加算)										
		(四) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) (1 日につき 6 単位を加算)										
ネ 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) (1 月につき 所定単位数×20／1000)	注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計									
		(二) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) (1 月につき 所定単位数×15／1000)										
		(三) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) (1 月につき 所定単位数×10／1000)										
		(四) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (1 月につき 所定単位数×5／1000)										

※ PT・OT・ST による人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

③ 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員の数に満たない場合	入院患者の数が定員を超える場合	看護・介護職員の人数が基準に満たない場合	介護支援専門員の人数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の人数に20/100を乗じて得た数未満の場合	地域の医師確保計画を定めたもので、医師の数が基準に定められた医師の数に60/100を乗じて得た数未満である場合	地域の医師確保計画を定めたもので、医師の数が基準に定められた医師の数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダー等1ユニットあたりに1名以上の職員が配置されている場合	常勤のユニットリーダー等1ユニットあたりに1名以上の職員が配置されている場合	常勤のユニットリーダー等1ユニットあたりに1名以上の職員が配置されている場合	常勤のユニットリーダー等1ユニットあたりに1名以上の職員が配置されている場合	常勤のユニットリーダー等1ユニットあたりに1名以上の職員が配置されている場合
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(I)	a. 療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (641単位) 要介護2 (744単位) 要介護3 (967単位) 要介護4(1,062単位) 要介護5(1,147単位)										
		b. 療養型介護療養施設サービス費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (669単位) 要介護2 (777単位) 要介護3(1,010単位) 要介護4(1,109単位) 要介護5(1,198単位)										
		c. 療養型介護療養施設サービス費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (659単位) 要介護2 (765単位) 要介護3 (995単位) 要介護4(1,092単位) 要介護5(1,180単位)										
		d. 療養型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 (745単位) 要介護2 (848単位) 要介護3(1,071単位) 要介護4(1,166単位) 要介護5(1,251単位)										
		e. 療養型介護療養施設サービス費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (778単位) 要介護2 (886単位) 要介護3(1,119単位) 要介護4(1,218単位) 要介護5(1,307単位)										
		f. 療養型介護療養施設サービス費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (766単位) 要介護2 (873単位) 要介護3(1,102単位) 要介護4(1,199単位) 要介護5(1,287単位)										
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(II)	a. 療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (601単位) 要介護2 (689単位) 要介護3 (841単位) 要介護4 (987単位) 要介護5(1,027単位)										
		b. 療養型介護療養施設サービス費(ii) <療養機能強化型> <従来型個室>	要介護1 (601単位) 要介護2 (707単位) 要介護3 (862単位) 要介護4(1,012単位) 要介護5(1,053単位)										
		c. 療養型介護療養施設サービス費(iii) <多床室>	要介護1 (691単位) 要介護2 (794単位) 要介護3 (945単位) 要介護4(1,092単位) 要介護5(1,131単位)										
		d. 療養型介護療養施設サービス費(iv) <療養機能強化型> <多床室>	要介護1 (709単位) 要介護2 (814単位) 要介護3 (969単位) 要介護4(1,119単位) 要介護5(1,159単位)										
		e. 療養型介護療養施設サービス費(v) <従来型個室>	要介護1 (564単位) 要介護2 (670単位) 要介護3 (813単位) 要介護4 (962単位) 要介護5(1,001単位)										
		f. 療養型介護療養施設サービス費(vi) <多床室>	要介護1 (670単位) 要介護2 (775単位) 要介護3 (919単位) 要介護4(1,068単位) 要介護5(1,107単位)										
	(三) 療養型介護療養施設サービス費(III)	a. 療養型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (650単位) 要介護2 (754単位) 要介護3 (897単位) 要介護4 (983単位) 要介護5(1,070単位)										
		b. 療養型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (755単位) 要介護2 (860単位) 要介護3(1,002単位) 要介護4(1,089単位) 要介護5(1,175単位)										
		c. 療養型介護療養施設サービス費(iii) <従来型個室>	要介護1 (650単位) 要介護2 (754単位) 要介護3 (857単位) 要介護4 (944単位) 要介護5(1,030単位)										
		d. 療養型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 (755単位) 要介護2 (860単位) 要介護3 (962単位) 要介護4(1,048単位) 要介護5(1,136単位)										
		e. 療養型介護療養施設サービス費(v) <従来型個室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (870単位) 要介護3(1,093単位) 要介護4(1,188単位) 要介護5(1,273単位)										
		f. 療養型介護療養施設サービス費(vi) <多床室>	要介護1 (795単位) 要介護2 (903単位) 要介護3(1,136単位) 要介護4(1,235単位) 要介護5(1,324単位)										
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)	a. 療養型経過型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (650単位) 要介護2 (754単位) 要介護3 (897単位) 要介護4 (983単位) 要介護5(1,070単位)										
		b. 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (755単位) 要介護2 (860単位) 要介護3(1,002単位) 要介護4(1,089単位) 要介護5(1,175単位)										
		c. 療養型経過型介護療養施設サービス費(iii) <従来型個室>	要介護1 (650単位) 要介護2 (754単位) 要介護3 (857単位) 要介護4 (944単位) 要介護5(1,030単位)										
		d. 療養型経過型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 (755単位) 要介護2 (860単位) 要介護3 (962単位) 要介護4(1,048単位) 要介護5(1,136単位)										
		e. 療養型経過型介護療養施設サービス費(v) <従来型個室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (870単位) 要介護3(1,093単位) 要介護4(1,188単位) 要介護5(1,273単位)										
		f. 療養型経過型介護療養施設サービス費(vi) <多床室>	要介護1 (795単位) 要介護2 (903単位) 要介護3(1,136単位) 要介護4(1,235単位) 要介護5(1,324単位)										
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)	a. 療養型経過型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1 (650単位) 要介護2 (754単位) 要介護3 (857単位) 要介護4 (944単位) 要介護5(1,030単位)										
		b. 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (755単位) 要介護2 (860単位) 要介護3 (962単位) 要介護4(1,048単位) 要介護5(1,136単位)										
		c. 療養型経過型介護療養施設サービス費(iii) <従来型個室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (870単位) 要介護3(1,093単位) 要介護4(1,188単位) 要介護5(1,273単位)										
		d. 療養型経過型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 (795単位) 要介護2 (903単位) 要介護3(1,136単位) 要介護4(1,235単位) 要介護5(1,324単位)										
		e. 療養型経過型介護療養施設サービス費(v) <従来型個室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (870単位) 要介護3(1,093単位) 要介護4(1,188単位) 要介護5(1,273単位)										
		f. 療養型経過型介護療養施設サービス費(vi) <多床室>	要介護1 (795単位) 要介護2 (903単位) 要介護3(1,136単位) 要介護4(1,235単位) 要介護5(1,324単位)										
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)	a. ユニット型療養型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護1 (650単位) 要介護2 (754単位) 要介護3 (897単位) 要介護4 (983単位) 要介護5(1,070単位)										
		b. ユニット型療養型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護1 (755単位) 要介護2 (860単位) 要介護3(1,002単位) 要介護4(1,089単位) 要介護5(1,175単位)										
		c. ユニット型療養型介護療養施設サービス費(iii) <多床室>	要介護1 (650単位) 要介護2 (754単位) 要介護3 (857単位) 要介護4 (944単位) 要介護5(1,030単位)										
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)	d. ユニット型療養型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 (755単位) 要介護2 (860単位) 要介護3 (962単位) 要介護4(1,048単位) 要介護5(1,136単位)										
		e. ユニット型療養型介護療養施設サービス費(v) <多床室>	要介護1 (767単位) 要介護2 (870単位) 要介護3(1,093単位) 要介護4(1,188単位) 要介護5(1,273単位)										
		f. ユニット型療養型介護療養施設サービス費(vi) <多床室>	要介護1 (795単位) 要介護2 (903単位) 要介護3(1,136単位) 要介護4(1,235単位) 要介護5(1,324単位)										

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																									
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	看護婦が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	療養の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	療養の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーを1名配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設けられたユニットの床面積を満了しない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年性認知症患者受入加算																									
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	要介護1 (785単位)	－25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位																									
		要介護2 (891単位)																																					
	(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) ＜ユニット型個室＞	要介護3(1,121単位)													－25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位													
		要介護4(1,218単位)																																					
	(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞	要介護5(1,306単位)																									－25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位	
		要介護1 (767単位)																																					
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型準個室＞	要介護2 (870単位)	－25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位																										
	要介護3(1,093単位)																																						
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞													要介護4(1,188単位)	－25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位													
														要介護5(1,273単位)																									
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞													要介護1 (795単位)													－25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位	
														要介護2 (903単位)																									
	(三) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型準個室＞	要介護3(1,136単位)	－25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位																									
		要介護4(1,235単位)																																					
(四) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅳ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型準個室＞	要介護5(1,324単位)	－25単位													×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位														
	要介護1 (785単位)																																						
(5) 初期加算 (1日につき 5単位を減算)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞																									要介護2 (870単位)	－25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位	
																										要介護3(1,006単位)													
			(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護4(1,091単位)	－25単位	×70/100	×70/100	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100	×97/100	病院療養病床療養環境減算 －25単位	－12単位												夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位													＋120単位
				要介護5(1,176単位)																																			
		(6) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)											注	入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合																							
				b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)													注	退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合																					
c 退院時指導加算 (400単位)	注			居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合																																			
d 退院時情報提供加算 (500単位)																			注																				
e 退院前連携加算 (500単位)					注																																		
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			注																																				
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)		注																																					
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)						注																																	
(9) 経口維持加算 (1日につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)			注			栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。																																
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)							注	栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。																														
(10) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)	注				歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合																																		
(11) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注							歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない																													
(12) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)		注																																					
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)						注																																	
(14) 特定診療費				注																																			
(15) 認知症専門ケア加算							(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	注																															
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)				注																																		
(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り1日につき200単位を加算)	注																																						
(17) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	注																																				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)				注																																	
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		注																																			
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					注																																
		(五) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)			注																																		
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×20/1000)	注																																					
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11/1000)		注																																				
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(二)の90/100)					注																																	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(二)の80/100)			注																																			
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ＋(二)の80/100)						注																																

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (623 単位)	×70/100	×97/100	診療所療養病床設備基準減算 →60単位	+120単位
			要介護2 (672 単位)				
			要介護3 (720 単位)				
			要介護4 (768 単位)				
			要介護5 (817 単位)				
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (650 単位)				
			要介護2 (702 単位)				
			要介護3 (752 単位)				
			要介護4 (802 単位)				
			要介護5 (853 単位)				
		c.診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (641 単位)				
			要介護2 (691 単位)				
	要介護3 (741 単位)						
	要介護4 (790 単位)						
要介護5 (840 単位)							
d.診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (727 単位)						
	要介護2 (775 単位)						
	要介護3 (825 単位)						
	要介護4 (872 単位)						
	要介護5 (921 単位)						
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	e.診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (759 単位)					
		要介護2 (810 単位)					
		要介護3 (861 単位)					
		要介護4 (911 単位)					
		要介護5 (962 単位)					
	f.診療所型介護療養施設サービス費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (748 単位)					
		要介護2 (798 単位)					
		要介護3 (848 単位)					
		要介護4 (897 単位)					
		要介護5 (948 単位)					
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (546 単位)					
		要介護2 (590 単位)					
		要介護3 (633 単位)					
		要介護4 (678 単位)					
		要介護5 (721 単位)					
	(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (652 単位)					
		要介護2 (695 単位)					
		要介護3 (739 単位)					
		要介護4 (782 単位)					
		要介護5 (826 単位)					
	(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (748 単位)					
		要介護2 (797 単位)					
		要介護3 (845 単位)					
		要介護4 (893 単位)					
		要介護5 (942 単位)					
	(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要介護1 (775 単位)					
		要介護2 (827 単位)					
		要介護3 (877 単位)					
要介護4 (927 単位)							
要介護5 (978 単位)							
(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 (766 単位)						
	要介護2 (816 単位)						
	要介護3 (866 単位)						
	要介護4 (915 単位)						
	要介護5 (965 単位)						
(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 (748 単位)						
	要介護2 (797 単位)						
	要介護3 (845 単位)						
	要介護4 (893 単位)						
	要介護5 (942 単位)						
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)							
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定			
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定			
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							

(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)			
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(7) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
(8) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(9) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(10) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(12) 特定診療費			
(13) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)	注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)		

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注						注	
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	介護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員員数が20/100を乗じて得た数未満の場合	居宅の医師診療計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数が50/100を乗じて得た数未満である場合	居宅の医師診療計画を届出たもので、医師の数が以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数が50/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	一般病院	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(3:1) 介護(6:1)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	認知症1 (987 単位) 認知症2 (1,031 単位) 認知症3 (1,055 単位) 認知症4 (1,159 単位) 認知症5 (1,223 単位)						
				b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	認知症1 (1,072 単位) 認知症2 (1,137 単位) 認知症3 (1,200 単位) 認知症4 (1,265 単位) 認知症5 (1,329 単位)						
				(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	認知症1 (979 単位) 認知症3 (1,047 単位) 認知症4 (1,114 単位) 認知症5 (1,180 単位)					
					b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	認知症1 (1,018 単位) 認知症2 (1,085 単位) 認知症3 (1,151 単位) 認知症4 (1,220 単位) 認知症5 (1,285 単位)					
				(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	認知症1 (884 単位) 認知症2 (950 単位) 認知症3 (1,015 単位) 認知症4 (1,080 単位) 認知症5 (1,145 単位)					
					b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	認知症1 (990 単位) 認知症2 (1,055 単位) 認知症3 (1,121 単位) 認知症4 (1,186 単位) 認知症5 (1,250 単位)					
				(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	認知症1 (810 単位) 認知症2 (1,039 単位) 認知症3 (1,107 単位) 認知症4 (1,167 単位) 認知症5 (1,230 単位)					
					b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	認知症1 (874 単位) 認知症2 (938 単位) 認知症3 (1,002 単位) 認知症4 (1,066 単位) 認知症5 (1,130 単位)					
				(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	認知症1 (916 単位) 認知症2 (979 単位) 認知症3 (1,044 単位) 認知症4 (1,108 単位) 認知症5 (1,171 単位)					
					b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	認知症1 (1,177 単位) 認知症2 (1,240 単位) 認知症3 (1,304 単位) 認知症4 (1,368 単位) 認知症5 (1,432 単位)					
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	一般病院	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	認知症1 (974 単位) 認知症2 (1,039 単位) 認知症3 (1,092 単位) 認知症4 (1,167 単位) 認知症5 (1,230 単位)							
			(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	認知症1 (823 単位) 認知症2 (886 単位) 認知症3 (950 単位) 認知症4 (1,015 単位) 認知症5 (1,078 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	一般病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	認知症1 (1,093 単位) 認知症2 (1,157 単位) 認知症3 (1,221 単位) 認知症4 (1,285 単位) 認知症5 (1,349 単位)							
			(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型多床室＞	認知症1 (1,093 単位) 認知症2 (1,157 単位) 認知症3 (1,221 単位) 認知症4 (1,285 単位) 認知症5 (1,349 単位)							
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定							
注 外泊時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定							
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定							
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)											

(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)			
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			
(8) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(9) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(10) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(11) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(13) 特定診療費			
(14) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(15) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の80/100)		

介護予防サービス

Ⅰ 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

① 介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者 研修課程を修了した サービス提供責任者を 配置している場合	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者 20人以上にサービス を行う場合	注 特別地域介護予防 訪問介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,168単位)					
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,335単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,704単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単 位数の合計				
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)					
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)					
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

② 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者 20人以上にサービス を行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 834単位)		×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)						

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

③ 介護予防訪問看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			准看護師の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合(算定可能) (310単位)	× 90 / 100	× 90 / 100	夜間又は早朝の場合 + 25 / 100 深夜の場合 + 50 / 100	30分未満の場合 + 254単位 30分以上の場合 + 402単位	+ 300単位	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき + 540単位	1月につき (Ⅰ)の場合 + 500単位 又は (Ⅱ)の場合 + 250単位		
	(2) 30分未満 (463単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合(算定可能) (262単位)	× 90 / 100				+ 300単位				1月につき + 290単位			
	(2) 30分未満 (392単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)												
ハ 初回加算 (1月につき + 300単位)													
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき + 600単位)													
ホ 看護体制強化加算 (1月につき + 300単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき + 6単位)													

：特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

④ 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	× 90 / 100	+ 5 / 100	1日につき + 200単位	1回につき + 300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合					
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき + 6単位)						

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑤ 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注
イ 医師が行う場合 (月 2 回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ） (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503 単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (452 単位)	
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ） (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (292 単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (262 単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月 2 回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503 単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） (452 単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月 2 回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (553 単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬事管理指導を行った場合 +100 単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (387 単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月 4 回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (503 単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (352 単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月 2 回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (533 単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） (452 単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月 4 回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (352 単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） (302 単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402 単位)		注 准看護師が行う場合 × 90 / 100
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） (362 単位)		

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週 2 回かつ月 8 回算定できる。

⑥ 介護予防通所介護費

基本部分		注	注	注	注
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の人数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 1, 647単位)	×70/100	×70/100	+5/100	事業所と同一建築物に居住する者又は同一建築物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
	要支援2 (1月につき 3, 377単位)				1月につき +240単位
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)					
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)					
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)					
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)					
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)			
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)			
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)			
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)					
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)			
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援2 (1月につき 144単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	要支援2 (1月につき 48単位を加算)			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	要支援2 (1月につき 48単位を加算)			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑦ 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1,812単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	
		要支援2 (1月につき 3,715単位)					
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1,812単位)					-376単位
		要支援2 (1月につき 3,715単位)					
						-376単位	
						-752単位	
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)							
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)							
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)							
ホ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)					
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援2 (1月につき 144単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
チ 介護職員処遇改善加算	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2 (1月につき 48単位を加算)					
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×34/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)						

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑧ 介護予防短期入所生活介護費 (平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日)

基本部分				注		注	注	注	注	注		
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位) 要支援2 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (495 単位) 要支援2 (615 単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位) 要支援2 (538 単位)									
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (473 単位) 要支援2 (581 単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)				×97/100					
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)											

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑧ 介護予防短期入所生活介護費 (平成 27 年 8 月 1 日～)

基本部分				注			注	注	注	注	注	
				改動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (461 単位) 要支援2 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (460 単位) 要支援2 (573 単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (433 単位) 要支援2 (538 単位)									
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (438 単位) 要支援2 (539 単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (539 単位) 要支援2 (655 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (508 単位) 要支援2 (631 単位)									
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)											

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑨ 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注													
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	又は 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合											
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞【従来型】	要支援1(575単位) 要支援2(716単位)	×97/100	×70/100	×70/100		1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位											
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1(613単位) 要支援2(753単位)																				
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) ＜多床室＞【従来型】	要支援1(608単位) 要支援2(762単位)																				
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1(652単位) 要支援2(807単位)																				
		(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞【療養型】										要支援1(582単位) 要支援2(723単位)										
			b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) ＜従来型個室＞【療養強化型】										要支援1(582単位) 要支援2(723単位)										
			c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) ＜多床室＞【療養型】										要支援1(619単位) 要支援2(774単位)										
			d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) ＜多床室＞【療養強化型】										要支援1(619単位) 要支援2(774単位)										
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援2(723単位)																				
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要支援1(582単位) 要支援2(723単位)																				
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) ＜多床室＞【療養型】	要支援1(619単位) 要支援2(774単位)																				
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) ＜多床室＞【療養強化型】	要支援1(619単位) 要支援2(774単位)																				
		(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)										a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) ＜ユニット型個室＞【従来型】	要支援1(618単位) 要支援2(775単位)									
													b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1(660単位) 要支援2(817単位)									
													c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) ＜ユニット型準個室＞【従来型】	要支援1(618単位) 要支援2(775単位)									
													d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) ＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要支援1(660単位) 要支援2(817単位)									
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II) ＜療養型老健：看護職員を配置＞		a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】										要支援1(649単位) 要支援2(806単位)										
			b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】										要支援1(649単位) 要支援2(806単位)										
			c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) ＜ユニット型準個室＞【療養型】										要支援1(649単位) 要支援2(806単位)										
			d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】										要支援1(649単位) 要支援2(806単位)										
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1(649単位) 要支援2(806単位)																				
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要支援1(649単位) 要支援2(806単位)																				
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要支援1(649単位) 要支援2(806単位)																				
		d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要支援1(649単位) 要支援2(806単位)																				
注 特別療養費																							
注 療養体制維持特別加算																							
(3) 療養食加算																							
(1日につき 27単位を加算)																							
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)																					
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)																					
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	(1日につき 18単位を加算)																					
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	(1日につき 12単位を加算)																					
	(三) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 6単位を加算)																					
	(四) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)																					
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×27/1000)																					
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×15/1000)																					
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +(二)の90/100)																					
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(二)の80/100)																					
注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計																							

注 特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				療養・介護職員が定数に満たない場合	利用者の数及び患者の数が入院患者の数を超過する場合	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (523 単位)												
		<従来型個室>	要支援 2 (657 単位)												
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii)	要支援 1 (551 単位)												
		<療養機能強化型 A>	要支援 2 (685 単位)												
		c. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (iii)	要支援 1 (541 単位)												
		<療養機能強化型 B>	要支援 2 (675 単位)												
		d. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (iv)	要支援 1 (579 単位)												
		<多床室>	要支援 2 (734 単位)												
		e. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (v)	要支援 1 (612 単位)												
		<療養機能強化型 A>	要支援 2 (767 単位)												
		f. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (vi)	要支援 1 (600 単位)												
		<療養機能強化型 B>	要支援 2 (755 単位)												
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (492 単位)												
		<従来型個室>	要支援 2 (617 単位)												
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii)	要支援 1 (507 単位)												
		<療養機能強化型>	要支援 2 (632 単位)												
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (550 単位)												
		<多床室>	要支援 2 (696 単位)												
		b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii)	要支援 1 (568 単位)												
		<多床室>	要支援 2 (714 単位)												
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (532 単位)												
		<従来型個室>	要支援 2 (666 単位)												
		b. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	要支援 1 (589 単位)												
		<多床室>	要支援 2 (744 単位)												
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (532 単位)												
		<従来型個室>	要支援 2 (666 単位)												
		b. 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	要支援 1 (589 単位)												
		<多床室>	要支援 2 (744 単位)												
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (605 単位)												
		<ユニット型個室>	要支援 2 (762 単位)												
		b. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii)	要支援 1 (633 単位)												
		<療養機能強化型 A>	要支援 2 (790 単位)												
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (605 単位)												
		<ユニット型個室>	要支援 2 (762 単位)												
		b. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii)	要支援 1 (623 単位)												
		<療養機能強化型 B>	要支援 2 (780 単位)												
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	a. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (605 単位)												
		<ユニット型個室>	要支援 2 (762 単位)												
		b. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii)	要支援 1 (633 単位)												
		<療養機能強化型 A>	要支援 2 (790 単位)												
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	a. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (623 単位)												
		<療養機能強化型 B>	要支援 2 (780 単位)												
		b. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii)	要支援 1 (605 単位)												
		<ユニット型個室>	要支援 2 (762 単位)												
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	a. ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (605 単位)												
		<ユニット型個室>	要支援 2 (762 単位)												
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a. ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (i)	要支援 1 (605 単位)												
		<ユニット型個室>	要支援 2 (762 単位)												

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注												
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合												
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (507 単位) 要支援2 (637 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 →60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位												
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (534 単位) 要支援2 (664 単位)																		
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (525 単位) 要支援2 (655 単位)																		
		d.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (564 単位) 要支援2 (715 単位)																		
		e.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (596 単位) 要支援2 (747 単位)																		
		f.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (585 単位) 要支援2 (736 単位)																		
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅶ) <従来型個室>	要支援1 (451 単位) 要支援2 (563 単位)							×97/100											
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅷ) <多床室>	要支援1 (514 単位) 要支援2 (649 単位)																		
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)																		
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (769 単位)																		
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (607 単位) 要支援2 (760 単位)																		
		(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (742 単位)																		
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要支援1 (616 単位) 要支援2 (769 単位)																			
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>		要支援1 (607 単位) 要支援2 (760 単位)																			
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																					
(4) 特定診療費																					
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)																				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																				
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000)			注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計																	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)																				
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100)																				
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)																				

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の実定項目

二 老人性認知症医療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (813 単位)	×70/100	×90/100		×90/100		
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (974 単位)						
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (919 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,074 単位)						
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (750 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (919 単位)						
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)		a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (808 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (998 単位)						
		一般病院	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (728 単位)					
				b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (892 単位)					
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)		a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (786 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (971 単位)						
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型		a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (716 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (876 単位)						
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (773 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (955 単位)						
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型		a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (656 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (817 単位)						
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (763 単位)						
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援2 (918 単位)						
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>		要支援1 (564 単位)							
			要支援2 (725 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (622 単位)								
		要支援2 (804 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (939 単位)	×70/100	×90/100		×90/100	×97/100	
			b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援2 (1,095 単位)						
		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (939 単位)						
			b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援2 (1,095 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (832 単位)						
			b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援2 (1,024 単位)						
		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (832 単位)						
			b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援2 (1,024 単位)						
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)						
(7) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×20/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の90/100) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の80/100)						
				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (179 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 (308 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70/100				1日につき +20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業(「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」)によるもの」がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業(「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」)によるもの」がある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)					
ニ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×61/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)						

※ 限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,473単位

⑪ 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加 算	中山間地域等における小規模事業所 加算	中山間地域等に居住する者へのサー ビス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要し た費用の額を当該事業所の所在地に適用 される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除して 得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加 算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を 限度)	交通費に相当する額の1/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を 限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	五子り			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ	介護予防支援費(1月につき) (430単位)
ロ	初回加算 (+300単位)
ハ	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)

地域密着型サービス

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			准看護婦によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建築物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,658 単位)	×98/100	—62単位	1月につき —600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +290単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 +2,000 単位
		要介護2 (10,100 単位)		—111単位							
		要介護3 (16,769 単位)		—184単位							
		要介護4 (21,212 単位)		—233単位							
		要介護5 (25,654 単位)		—281単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,255 単位)		—91単位							
		要介護2 (12,897 単位)		—141単位							
		要介護3 (19,686 単位)		—216単位							
		要介護4 (24,268 単位)		—266単位							
		要介護5 (29,399 単位)		—322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,658 単位)	—62単位									
	要介護2 (10,100 単位)	—111単位									
	要介護3 (16,769 単位)	—184単位									
	要介護4 (21,212 単位)	—233単位									
	要介護5 (25,654 単位)	—281単位									
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一 体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ 算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1000単位を加算)											
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の50/100)										
： 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目											

： 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

±○○○単位	⇒	所定単位数	+	○○単位
±○○単位	⇒	所定単位数	+	○単位
×○○/100	⇒	所定単位数	×	○○/100
+○○/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×○○/100

② 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 981単位)	×90/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 368単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 560単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 754単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,667単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×48/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)		

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

③ 認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				利用者の 数を利用 定員を超 える場合 又は 看護・介護 職員の員 数が基準 に満たな い場合	2時間以上 3時間未満 の認知症 対応型通 所介護を 行う場合	7時間以上9時間未満の認知 症対応型通所介護の前後に日 常生活上の世話をを行う場合	入浴介助 を行った 場合	個別機能 訓練加算	若年性認 知症利用 者受入加 算	栄養改善 加算	口腔機能 向上加算	事業所と同 一建物に居 住する者又 は同一建物 から利用 する者に認 知症対応型 通所介護を 行う場合	事業所が送 迎を行わな い場合
イ 認知症 対応型通 所介護費 (Ⅰ)	(1) 認知症対応型 通所介護費(Ⅰ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (564単位)	× 70/100	× 63/100								
			要介護2 (620単位)										
			要介護3 (678単位)										
			要介護4 (735単位)										
			要介護5 (792単位)										
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (865単位)										
			要介護2 (958単位)										
			要介護3 (1,050単位)										
			要介護4 (1,143単位)										
			要介護5 (1,236単位)										
		(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (985単位)										
			要介護2 (1,092単位)										
			要介護3 (1,199単位)										
			要介護4 (1,307単位)										
			要介護5 (1,414単位)										
(2) 認知症対応型 通所介護費(Ⅱ)	(二) 認知症対応型 通所介護費(Ⅱ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (510単位)	× 70/100	× 63/100		1日につき + 50単位	1日につき + 27単位	1日につき + 60単位	1回につき + 150単位 (月2回を限度)	1回につき + 150単位 (月2回を限度)	1日につき - 94単位	片道につき - 47単位
			要介護2 (561単位)										
			要介護3 (612単位)										
			要介護4 (663単位)										
			要介護5 (714単位)										
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (778単位)										
			要介護2 (861単位)										
			要介護3 (944単位)										
			要介護4 (1,026単位)										
			要介護5 (1,109単位)										
		(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (885単位)										
			要介護2 (980単位)										
			要介護3 (1,076単位)										
			要介護4 (1,172単位)										
			要介護5 (1,267単位)										
ロ 認知症 対応型通 所介護費 (Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	(二) 認知症対応型 通所介護費(Ⅱ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (270単位)	× 63/100								
				要介護2 (280単位)									
				要介護3 (289単位)									
				要介護4 (299単位)									
				要介護5 (309単位)									
			(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (439単位)									
				要介護2 (454単位)									
				要介護3 (470単位)									
				要介護4 (486単位)									
				要介護5 (502単位)									
			(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (506単位)									
				要介護2 (524単位)									
				要介護3 (542単位)									
				要介護4 (560単位)									
				要介護5 (579単位)									
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1000)		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)												

④ 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位)	× 70/100	× 70/100	× 70/100	+5/100
		要介護2 (15,167 単位)				
		要介護3 (22,062 単位)				
		要介護4 (24,350 単位)				
		要介護5 (26,649 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位)				
		要介護2 (13,665 単位)				
		要介護3 (19,878 単位)				
		要介護4 (21,939 単位)				
		要介護5 (24,191 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (565 単位)				
		要介護2 (632 単位)				
		要介護3 (700 単位)				
		要介護4 (767 単位)				
		要介護5 (832 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)						
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)				
ホ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)				
ヘ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)						
ト 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
チ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)						
リ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)				
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)				
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)				
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)				
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×76/1000)					注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)					

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算訪問体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑤ 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (759 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・心理 症状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
		要介護2 (795 単位)							
		要介護3 (818 単位)							
		要介護4 (835 単位)							
		要介護5 (852 単位)							
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (747 単位)				1日につき +25単位			
		要介護2 (782 単位)							
		要介護3 (806 単位)							
		要介護4 (822 単位)							
		要介護5 (838 単位)							
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 (787 単位)				1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 (823 単位)							
		要介護3 (847 単位)							
		要介護4 (863 単位)							
		要介護5 (880 単位)							
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 (775 単位)				1日につき +25単位			
		要介護2 (811 単位)							
		要介護3 (835 単位)							
		要介護4 (851 単位)							
		要介護5 (867 単位)							
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算 定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)								
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)								
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)								
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算 定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)		注 所定単位は、イからまでにより算定し た単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×46/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)								

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 夜間看護体制加 算	注 医療機関連携加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (533 単位)	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位
	要介護2 (597 単位)				
	要介護3 (666 単位)				
	要介護4 (730 単位)				
	要介護5 (798 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 (533 単位)	×70/100		1日につき +10単位	
	要介護2 (597 単位)				
	要介護3 (666 単位)				
	要介護4 (730 単位)				
	要介護5 (798 単位)				
ハ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)				
ニ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)				
ホ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)				
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)				
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×61/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×34/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)				

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日)

基本部分			注 夜勤・職務 勤務条件を 満たさない 場合	注 入所者が 定員を超 える場合	注 介護・看護 職員又は介 護士が専 門員の員数 に満たない 場合	注 複数のユニット リーダーに ユニットに 配置してい ない等ユニット ケアに欠ける 状態である場合	注 日常生活 継続支援 加算	注 看護体制 加算(Ⅰ)	注 看護体制 加算(Ⅱ)	注 夜勤職員 配置加算	注 準ユニット ケア加算	注 個別機能 訓練加算	注 若年性認 知症患者 入所者加 算	注 専従医師 配置して いる場合	注 常勤医師 による療 養指導が 月2回以 上行われ ている場 合	注 障害者生 活支援体 制加算																																																																								
イ 地域密着 型介護老人 福祉施設入 所者生活介 護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき) (従来型個室)	要介護1 (547単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100																																																																																			
		要介護2 (614単位)																																																																																						
		要介護3 (682単位)																																																																																						
		要介護4 (749単位)																																																																																						
		要介護5 (814単位)																																																																																						
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき) (多床室)	要介護1 (594単位)															+ 36 単位			+ 41 単位	+ 5 単位																																																																			
		要介護2 (661単位)																																																																																						
		要介護3 (729単位)																																																																																						
		要介護4 (796単位)																																																																																						
		要介護5 (861単位)																																																																																						
ロ ユニット 型地域密着 型介護老人 福祉施設入 所者生活介 護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき) (ユニット型個室)	要介護1 (625単位)																													× 97 / 100	+ 46 単位																																																								
		要介護2 (691単位)																																																																																						
		要介護3 (762単位)																																																																																						
		要介護4 (828単位)																																																																																						
		要介護5 (894単位)																																																																																						
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき) (ユニット型準個室)	要介護1 (625単位)																																											+ 46 単位																																											
		要介護2 (691単位)																																																																																						
		要介護3 (762単位)																																																																																						
		要介護4 (828単位)																																																																																						
		要介護5 (894単位)																																																																																						
ハ 経過的地 域密着型介 護老人福祉 施設入所者 生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (700単位)																																																										+ 12 単位																												
		要介護2 (763単位)																																																																																						
		要介護3 (830単位)																																																																																						
		要介護4 (893単位)																																																																																						
		要介護5 (955単位)																																																																																						
		要介護1 (747単位)																																																																																						
		要介護2 (810単位)																																																																																						
		要介護3 (877単位)																																																																																						
		要介護4 (940単位)																																																																																						
		要介護5 (1,002単位)																																																																																						
	(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (従来型個室)	要介護1 (700単位)																																																																								+ 36 単位														
		要介護2・3(800単位)																																																																																						
		要介護4・5(923単位)																																																																																						
		要介護1 (747単位)																																																																																						
		要介護2・3(847単位)																																																																																						
		要介護4・5(970単位)																																																																																						
		要介護1 (766単位)																																																																																						
		要介護2 (829単位)																																																																																						
(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要介護3 (897単位)	+ 4 単位																																																																																						
	要介護4 (960単位)																																																																																							
	要介護5 (1,022単位)																																																																																							
	要介護1 (766単位)																																																																																							
	要介護2 (829単位)																																																																																							
	要介護3 (897単位)																																																																																							
	要介護4 (960単位)																																																																																							
	要介護5 (1,022単位)																																																																																							
	(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (ユニット型準個室)																要介護1 (766単位)	+ 8 単位																																																																						
																	要介護2・3(868単位)																																																																							
要介護4・5(990単位)																																																																																								
要介護1 (766単位)																																																																																								
要介護2・3(868単位)																																																																																								
要介護4・5(990単位)																																																																																								
要介護1 (766単位)																																																																																								
要介護2・3(868単位)																																																																																								

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員が勤務基準を満たさない場合	入所者の人数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	情報のユニット・データ・ユニットに属していない場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合
注 身体拘束廃止未実施減算		(1日につき 5 単位を減算)											
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定											
ホ 初期加算		(1日につき 30 単位を加算)											
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460 単位を算定)												
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460 単位を算定)												
	(3) 退所時相談援助加算 (400 単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合											
	(4) 退所前連携加算 (500 単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合											
ト 栄養マネジメント加算		(1日につき 14 単位を加算)											
チ 経口移行加算		(1日につき 28 単位を加算)											
リ 経口維持加算 (1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400 単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。											
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100 単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。											
ヌ 口腔衛生管理体制加算		(1月につき 30 単位を加算)											
ル 口腔衛生管理加算		(1月につき 110 単位を加算)											
ヲ 療養食加算		(1日につき 18 単位を加算)											
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144 単位を加算)												
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680 単位を加算)												
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280 単位を加算)												
カ 在宅復帰支援機能加算		(1日につき 10 単位を加算)											
ヨ 在宅・入所相互利用加算		(1日につき 40 単位を加算)											
タ 小規模拠点集合型施設加算		(1日につき 50 単位を加算)											
レ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3 単位を加算)												
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4 単位を加算)												
ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200 単位を加算)													
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18 単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12 単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6 単位を加算)												
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6 単位を加算)												
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)												

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(平成 27 年 8 月 1 日～)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			夜勤・勤務を要する場合は、勤務条件を満たさない場合	入所者が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が1名に満たない場合	複数のユニット等に配置しているユニットが複数ある場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者加算	専従医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	障害者生活支援体制加算	
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき) (従来型個室)																
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき) (多床室)																
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)(1日につき) (ユニット型個室)																
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)(1日につき) (ユニット型準個室)																
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (従来型個室)	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (従来型個室)															
	(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (多床室)																
(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (従来型型個室)																	
ニ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	(一) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)															
	(二) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (ユニット型準個室)																

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		夜勤を行う職員が勤務条件を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットに配置している介護職員が不足している場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	専従の常勤医師を配置している場合
注 身体拘束廃止未実施減算		(1日につき 5 単位を減算)											
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定											
ホ 初期加算		(1日につき 30 単位を加算)											
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)												
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)												
	(3) 退所時相談援助加算 (400単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合											
	(4) 退所前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合											
ト 栄養マネジメント加算		(1日につき 14 単位を加算)											
チ 経口移行加算		(1日につき 28 単位を加算)											
リ 経口維持加算 (1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。											
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。											
ヌ 口腔衛生管理体制加算		(1月につき 30 単位を加算)											
ル 口腔衛生管理加算		(1月につき 110 単位を加算)											
ヲ 療養食加算		(1日につき 18 単位を加算)											
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144 単位を加算)												
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680 単位を加算)												
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280 単位を加算)												
カ 在宅復帰支援機能加算		(1日につき 10 単位を加算)											
ヨ 在宅・入所相互利用加算		(1日につき 40 単位を加算)											
タ 小規模拠点集合型施設加算		(1日につき 50 単位を加算)											
レ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3 単位を加算)												
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4 単位を加算)												
ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)													
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18 単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12 単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6 単位を加算)												
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6 単位を加算)												
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×33/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)												

⑧ 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の重症腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	—925単位	—925単位	—30単位
		要介護2 (17,268単位)				—925単位	—925単位	—30単位
		要介護3 (24,274単位)				—925単位	—925単位	—30単位
		要介護4 (27,531単位)				—1,850単位	—1,850単位	—60単位
		要介護5 (31,141単位)				—2,914単位	—2,914単位	—95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,119単位)				—925単位	—925単位	—30単位
		要介護2 (15,558単位)				—925単位	—925単位	—30単位
		要介護3 (21,871単位)				—925単位	—925単位	—30単位
		要介護4 (24,805単位)				—1,850単位	—1,850単位	—60単位
		要介護5 (28,058単位)				—2,914単位	—2,914単位	—95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565単位)							
	要介護2 (632単位)							
	要介護3 (700単位)							
	要介護4 (767単位)							
	要介護5 (832単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)					
			(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)					
ホ 通院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ヘ 事業開始時支援加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ト 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)								
チ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)					
			(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)					
リ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ヌ 訪問看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)								
ヲ サービス提供体制強化加算			(1) イを算定している場合					
			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)					
			(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)					
			(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)					
			(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
			(2) ロを算定している場合					
			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)					
			(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)					
			(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)					
			(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
フ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×76/1000)		注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計			
			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					
			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)×90/100)					
			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)×80/100)					

：事業開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

⑨ 地域密着型通所介護費（平成 28 年 4 月 1 日～）

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																	
			利用者の 数が利用 定員を超 える場合	看護・介 護職員が 基準に満 たない場合	2時間以 上3時間 未満の通 所介護を 行う場合	7時間以上9時間未満の 通所介護の前後に日常 生活上の世話をを行う 場合	中山間地 域等に居 住する者 へのサー ビス提供 加算	入浴介 助を行っ た場合	中重度者 ケア体制 加算	個別機能 訓練加算 (Ⅰ)	個別機能 訓練加算 (Ⅱ)	認知症加 算	若年性認 知症利用 者受入加 算	栄養改善 加算	口腔機能 向上加算	個別送迎 体制強化 加算	入浴介 助体制 強化加 算	事業所と 同一建物 に居住す る者又は 同一建物 から利用 する者に 地域密着 型通所介 護を行う 場合	事業所が 同一建物 に居住す る者又は 同一建物 から利用 する者に 地域密着 型通所介 護を行う 場合															
イ 地域密着 型通所介 護費	(1) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (426単位)	×70/100	×70/100	×70/100																													
		要介護2 (488単位)																																
		要介護3 (552単位)																																
		要介護4 (614単位)																																
		要介護5 (678単位)																																
	(2) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (641単位)			×70/100															×70/100	9時間以上10時間未満の 場合 +50単位 10時間以上11時間未満 の場合 +100単位 11時間以上12時間未満 の場合 +150単位 12時間以上13時間未満 の場合 +200単位 13時間以上14時間未満 の場合 +250単位	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき +94単位	片週につき +47単位
		要介護2 (757単位)																																
		要介護3 (874単位)																																
		要介護4 (990単位)																																
		要介護5 (1,107単位)																																
	(3) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (735単位)			×70/100															×70/100	9時間以上10時間未満の 場合 +50単位 10時間以上11時間未満 の場合 +100単位 11時間以上12時間未満 の場合 +150単位 12時間以上13時間未満 の場合 +200単位 13時間以上14時間未満 の場合 +250単位	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)			1日につき +94単位	片週につき +47単位
		要介護2 (868単位)																																
		要介護3 (1,006単位)																																
		要介護4 (1,144単位)																																
		要介護5 (1,281単位)																																
ロ 療養型通 所介護	(1) 3時間以上6時間未満 (1,007単位)																1日につき +210単位	1日につき +60単位																
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,511単位)																																	
ハ サービス 提供体 制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき18単位を加算)																																	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき12単位を加算)																																	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき6単位を加算)																																	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき6単位を加算)																																	
ニ 介護職 員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき+所定単位×40/1000)																																	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき+所定単位×22/1000)																																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき+2の90/100)																																	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき+2の80/100)																																	
注			注																															
中山間地域等に居住する者のサービス提供加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																																		

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

① 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合	注 看護・介護 職員の員数 が基準に満 たない場合	注 2時間以上 3時間未満 の介護予防 認知症対応 型通所介護 を行う場合	注 7時間以上9時間未満の介護予防 認知症対応型通所介護の前後に日 常生活上の世話をを行う場合	注 入浴介助を 行った場合	注 個別機能訓 練加算	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 栄養改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 事業所と同一 建物に居住す る者又は同一 建物から利用 する者に介護 予防認知症対 応型通所介護 を行う場合	注 事業所が送 迎を行わな い場合											
イ 介護予 防認知症 対応型通 所介護費 (Ⅰ)	(1) 介護予防認知 症対応型通所介 護費(ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上 5時間未満	要支援 1 (493 単位) 要支援 2 (546 単位)	× 70/100	× 70/100	× 63/100	9時間以上10時間 未満の場合 + 50 単位 10時間以上11時間未満の場合 + 100 単位 11時間以上12時間未満の場合 + 150 単位 12時間以上13時間未満の場合 + 200 単位 13時間以上14時間未満の場合 + 250 単位	1日につき + 50 単位	+ 27 単位	1日につき + 60 単位	1回につき + 150 単位	1回につき + 150 単位	1日につき + 94 単位	片道につき + 47 単位											
		(二) 5時間以上 7時間未満	要支援 1 (749 単位) 要支援 2 (836 単位)																						
		(三) 7時間以上 9時間未満	要支援 1 (852 単位) 要支援 2 (952 単位)																						
		(2) 介護予防認知 症対応型通所介 護費(ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上 5時間未満												要支援 1 (445 単位) 要支援 2 (494 単位)										
			(二) 5時間以上 7時間未満												要支援 1 (673 単位) 要支援 2 (751 単位)										
			(三) 7時間以上 9時間未満												要支援 1 (766 単位) 要支援 2 (855 単位)										
	ロ 介護予 防認知症 対応型通 所介護費 (Ⅱ)		(1) 3時間以上5時間未満												要介護 1 (251 単位) 要介護 2 (265 単位)	× 63/100	9時間以上10時間 未満の場合 + 50 単位 10時間以上11時間未満の場合 + 100 単位 11時間以上12時間未満の場合 + 150 単位 12時間以上13時間未満の場合 + 200 単位 13時間以上14時間未満の場合 + 250 単位	1日につき + 50 単位	+ 27 単位	1日につき + 60 単位	1回につき + 150 単位	1回につき + 150 単位	1日につき + 94 単位	片道につき + 47 単位	
															要介護 1 (407 単位) 要介護 2 (430 単位)										
			(2) 5時間以上7時間未満												要介護 1 (469 単位) 要介護 2 (496 単位)										
		要介護 1 (469 単位) 要介護 2 (496 単位)																							
		(3) 7時間以上9時間未満	要介護 1 (469 単位) 要介護 2 (496 単位)																						
			要介護 1 (469 単位) 要介護 2 (496 単位)																						
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)																								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)																								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)																								
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68／1000)																								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38／1000)																								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +2の90／100)																								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +2の80／100)																								
						注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計																			
： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																									

② 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	通所サービスに対する減算
					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)			×70/100	×70/100	×70/100
(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合		要支援1 (3,403 単位)			
		要支援2 (6,877 単位)			
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合		要支援1 (3,066 単位)			
		要支援2 (6,196 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)			要支援1 (419 単位)		
			要支援2 (524 単位)		
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)		
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)		
ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合		×70/100	×70/100	×70/100
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)				
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×76/1000)		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)				

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準を満たさない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ) ※仮称 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) ※仮称 1日につき +25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (743 単位)							
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (783 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (771 単位)							
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)		×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×46/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)								
			注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計						

※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

平成 27 年度介護報酬改定の概要

I 平成 27 年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

平成 27 年度の介護報酬改定は、2025 年（平成 37 年）に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくため、平成 26 年度制度改正の趣旨を踏まえ、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方に基づき行うものである。

これらとともに、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定率は、全体で▲2.27%である。

（参考）

介護報酬改定率 ▲2.27%

（うち、在宅分▲1.42%、施設分▲0.85%）

（注 1）▲2.27%のうち、在宅分、施設分の内訳を、試算したもの。

（注 2）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、在宅分に含んでいる。

（施設分は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

II 平成 27 年度介護報酬改定の基本的な考え方とその対応

平成 27 年度の介護報酬改定については、以下の基本的な視点に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

① 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

- 将来、中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。
- 特に、中重度の要介護状態となっても無理なく在宅生活を継続できるよう、24 時間 365 日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めた「短時間・一日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といった一体的なサービスを組み合わせて提供する包括報酬サービスの機能強化等を図る。

② 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進

- リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、そのような理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。

③ 看取り期における対応の充実

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、看取り期の対応を充実・強化するためには、本人・家族とサービス提供者との十分な意思疎通を促進することにより、本人・家族の意向に基づくその人らしさを尊重したケアの実現を推進することが重要であることから、施設等におけるこのような取組を重点的に評価する。

④ 口腔・栄養管理に係る取組の充実

- 施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等により食事の経口摂取が困難となっても、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種による支援の充実を図る。

(2) 介護人材確保対策の推進

- 地域包括ケアシステム構築の更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進する。

(3) サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

- 地域包括ケアシステムの構築とともに介護保険制度の持続可能性を高めるため、各サービス提供の実態を踏まえた適正化を図るとともに、サービスの効果的・効率的な提供を推進する。

III 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 居宅介護支援

① 認知症加算及び独居高齢者加算の基本報酬への包括化

認知症加算及び独居高齢者加算について、個人の心身の状況や家族の状況等に応じたケアマネジメントの提供は、介護支援専門員の基本の業務であることを踏まえ、加算による評価ではなく、基本報酬への包括化により評価する。

② 正当な理由のない特定の事業所への偏りに対する対応強化

正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が 90%を超える場合の減算の適用について、適用要件の明確化を図りつつ、減算の適用割合を引き下げるとともに、対象サービスの範囲については、限定を外す。

※ 算定要件等

- 正当な理由なく、特定の事業所の割合が 80%を超える場合に減算する。
（旧要件の適用割合：90%超）
- 対象サービスの範囲については、限定を外す。
（旧要件の対象サービス：訪問介護、通所介護、福祉用具貸与）

※ 居宅介護支援の給付管理の対象となるサービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）

③ 質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進

質の高いケアマネジメントを実施している事業所の評価を推進するため、特定事業所加算について、人員配置要件の強化や人材育成に関する協力体制を整備している場合を算定要件に追加する。一方、中重度者の利用者が占める割合については、実態に即して緩和する。

※ 算定要件等

(現行)	(改正案) (人員配置及び要件に変更のある部分)
特定事業所加算Ⅰ 1 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 2 常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 3 中重度の利用者の占める割合が 50 % 以上 4 (新規)	(新) 特定事業所加算Ⅰ 1 常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置 2 (継続) 3 中重度の利用者の占める割合が 40 % 以上 4 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
特定事業所加算Ⅱ 1 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置 2 常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置 3 (新規)	(新) 特定事業所加算Ⅱ 1 (継続) 2 常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置 3 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
	(新) 特定事業所加算Ⅲ 1 (継続) 2 (継続) 3 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備

④ 介護予防支援に係る新総合事業の導入に伴う基本報酬の見直し

介護予防支援について、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新総合事業」という。）」の導入に伴い、介護予防サービス計画には、指定事業所により提供されるサービスと、多様な主体により多様なサービス形態で提供される新総合事業のサービスを位置づけることを踏まえ、基本報酬において適正に評価する。

介護予防支援費（1 月につき） 414 単位 ⇒ 430 単位

⑤ 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。

⑥ 地域ケア会議における関係者間の情報共有

今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

2. 訪問系サービス

(1) 訪問介護

① 基本報酬の見直し

② 20 分未満の身体介護の見直し

在宅における中重度の要介護者の支援を促進するため、訪問介護における身体介護の時間区分の 1 つとして「20 分未満」を位置づける。

また、現行の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」又は「実施に関する計画を策定している」場合について、日中と夜間・深夜・早朝の算定要件を共通のものとした上で、算定対象者を見直し、要介護 1 及び要介護 2 の利用者については、認知症等により、短時間の身体介護が定期的に必要と認められる場合には、算定を可能とする（要介護 1 及び要介護 2 の利用者に対する「20 分未満の身体介護」の算定については、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」訪問介護事業所に限る。）。この場合には、従前どおり、前回提供した訪問介護から概ね 2 時間以上の間隔を空けることを求めないが、「20 分未満の身体介護」を算定する利用者に係る 1 月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする要件の見直しを行う。

※ 算定要件等（身体介護（20 分未満））

- 身体介護の時間区分の 1 つとして「20 分未満」を位置づける
 - ・ 全ての訪問介護事業所において算定が可能
 - ・ 前回提供した訪問介護から概ね 2 時間以上の間隔を空けることが必要
- 頻回の訪問（前回提供した訪問介護から概ね 2 時間以上の間隔を空けないもの）については、以下の全ての要件を満たす場合に算定する。

〈利用対象者〉

 - ・ 要介護 1 から要介護 2 の者であって認知症の利用者又は要介護 3 から要介護 5 の者であって障害高齢者の日常生活自立度ランク B～C の利用者

- ・ 当該利用者に係るサービス担当者会議が、3月に1度以上開催されており、当該会議において、1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護が必要と認められた者

〈体制要件〉

- ・ 常時、利用者又は家族等からの連絡に対応できる体制がある
- ・ 次のいずれかに該当すること。

ア 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けている

イ 定期巡回・随時対応サービスの指定を受けていないが、実施の意思があり、実施に関する計画を策定している（要介護3から要介護5の利用者に限る。）

- 頻回の訪問を含む20分未満の身体介護算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（訪問看護サービスを行わない場合）の範囲内とする。

③ サービス提供責任者の配置基準等の見直し

中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所に対する評価を行う。

特定事業所加算（Ⅳ）（新規）⇒所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算

※ 算定要件等

- 人員基準に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置していること（利用者数が80人未満の事業所に限る。）【人材要件】
- サービス提供責任者全員に、サービス提供責任者業務の質の向上に資する個別研修計画が策定され、研修が実施または予定であること。【体制要件】
- 利用者総数のうち、要介護3以上、認知症自立度Ⅲ以上の利用者が60%以上であること。【重度対応要件】

また、常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」とする見直しを行う。

④ 訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算の取扱い

訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算について見直しを行う。ただし、減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所（いわゆる「サテライト事業所」）となる場合は、平成29年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しないこととする。

訪問介護員2級課程修了者であるサービス提供責任者に係る減算

所定単位数に90/100を乗じた単位数 ⇒ 所定単位数に70/100を乗じた単位数

※ 算定要件等

- 訪問介護員2級課程修了者（平成25年4月以降は介護職員初任者研修修了者）であるサービス提供責任者を配置していること。
- 減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所となるものとして、平成27年度末までに都道府県知事に届け出た場合は、平成29年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しない。

⑤ 生活機能向上連携加算の拡大

生活機能向上連携加算について、通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、リハビリテーション専門職と共同して、利用者の身体状況等を評価し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合についても評価することとする要件の見直しを行う。

※ 算定要件等

- サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）による指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。
- 当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービスを提供していること。
- 当該計画に基づく初回の当該指定訪問介護が行われてから3ヶ月間、算定できること。

⑥ 訪問介護と新総合事業を一体的に実施する場合の人員等の基準上の取扱い

訪問介護事業者が、訪問介護及び新総合事業における第一号訪問事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。

(2) 訪問看護（介護予防を含む）

① 基本報酬の見直し

② 中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制の評価

在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、充実したサービス提供体制の事業所に対する評価を行う。

看護体制強化加算（新規）⇒ 300単位/月

※ 算定要件等

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 算定日が属する月の前3月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前3月において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- (3) 算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること（介護予防を除く）。

③ 病院・診療所からの訪問看護の充実

医療機関の患者の在宅復帰の促進、在宅における要介護者の重度化も含めた訪問看護のニーズは更に高まることが想定されることから、将来的な訪問看護従事者の増員を図るべく、病院又は診療所からの訪問看護供給量の拡大等を促す観点から、病院又は診療所からの訪問看護について、基本報酬を増額する。

④ 訪問看護ステーションにおけるリハビリテーションの見直し

訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士による訪問看護の一環としての訪問と、訪問リハビリテーション事業所からの訪問リハビリテーションについて類似した実態にあることから評価の見直しを行う。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合

318単位/回



302単位/回

(3) 訪問リハビリテーション

① 基本報酬の見直し

リハビリテーションマネジメント加算の再評価（後述②）に伴い、基本報酬に包括評価されているリハビリテーションマネジメントに相当する部分の評価を見直す。

307単位/回 ⇒ 302単位/回

② リハビリテーションマネジメントの強化

適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書（様式）の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価する。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問介護のサービス提供責任者に対して行う指導及び助言は、リハビリテーションマネジメントのプロセスとして一体的に評価する。

リハビリテーションマネジメントの評価

リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ

60単位/月

現行では基本報酬に包括評価されている

リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ

150単位/月

訪問介護との連携加算

300単位/3月に1回



（リハビリテーションマネジメント加算Ⅱに統合する）

※ 算定要件等

○ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

○ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、会議の構成員である医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。
- (2) 訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (3) 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。
- (4) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
- (5) 以下のいずれかに適合すること。
 - ① 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、指定訪問介護等の指定居宅サービスに係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
 - ② 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
- (6) (1)から(5)までに適合することを確認し、記録すること。

③ 短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

退院（所）後問もない者に対する身体機能の回復を目的とした、短期集中リハビリテーション実施加算は、早期かつ集中的な入を行う部分についての平準化した評価として見直す。

退院（所）日又は認定日から起算して

1月以内 340単位/日

退院（所）日又は認定日から起算して

1月超3月以内 200単位/日



退院（所）日又は認定日から起算して

3月以内 200単位/日

※ 算定要件等（変更点のみ）

- リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。

④ 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

訪問リハビリテーションの利用により ADL・IADL が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高い訪問リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。

社会参加支援加算（新規） ⇒ 17単位/日

※ 算定要件等

- 指定訪問リハビリテーション事業所において評価対象期間の次の年度内に限り1日につき17単位を所定の単位数に加算する。
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - （1）評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。
 - （2）評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の従業者が、リハビリテーションの提供を終了した者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組の実施状況が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- 12月を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること。

（4）集合住宅に居住する利用者へのサービス提供

① 訪問系サービスにおける評価の見直し

訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護及び訪問リハビリテーションについて、以下の場合の評価を見直す。

（ア）事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算する。

（イ）上記以外の建物（建物の定義は同上）に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が一定数以上であるものについて、新たに減算する。

※ 算定要件等

- 集合住宅の居住者にサービス提供する場合に減算対象となる利用者は以下のとおりとする。
 - ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する者
 - ・上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

3. 通所系サービス

（1）通所介護

① 基本報酬の見直し

② 在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所の評価

認知症高齢者や中重度の要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、介護職員又は看護職員を指定基準よりも常勤換算方法で複数以上加配している事業所について、加算として評価する。

認知症加算については、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して加算として評価し、中重度者ケア体制加算については、事業所の利用者全員に対して加算として評価する。

認知症加算（新規） ⇒ 60単位/日

※ 算定要件等

- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。

中重度者ケア体制加算（新規） ⇒ 45単位/日

※ 算定要件等

- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保していること。

③ 心身機能訓練から生活行為向上訓練まで総合的に行う機能の強化

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う事業所を評価するため、現行の個別機能訓練加算の算定要件について、居宅を訪問した上で計画を作成することを新たな要件として加えるとともに、加算の評価の見直しを行う。

個別機能訓練加算(Ⅰ) 42単位/日 ⇒ 46単位/日

個別機能訓練加算(Ⅱ) 50単位/日 ⇒ 56単位/日

※ 算定要件等(個別機能訓練加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)共通。追加要件のみ)

- 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

④ 地域連携の拠点としての機能の充実

利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関や他の介護事業所、地域の住民活動等と連携し、通所介護事業所を利用しない日でも利用者を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるよう、生活相談員の専従要件を緩和し、事業所内に限った利用者との対話を主体とした相談業務のみならず、サービス担当者会議に加えて地域ケア会議への出席などが可能となるようにする。

⑤ 看護職員の配置基準の緩和

地域で不足している看護職員については、その専門性を効果的に活かすことができるよう、病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、健康状態の確認を行った場合には、人員配置基準を満たしたものとする。

⑥ 地域密着型通所介護に係る基準の創設

平成28年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については、上述①における見直し後の小規模型通所介護の基本報酬を踏襲する。

⑦ 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置

小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての基準について、平成29年度末までの経過措置を設ける。

また、経過措置期間内において、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての人員配置基準を満たさない場合には、小規模多機能型居宅介護の基本報酬を減算(70/100)する。

⑧ 通所介護(大規模型・通常規模型)のサテライト事業所への移行

小規模な通所介護事業所が通所介護(大規模型・通常規模型)事業所のサテライト事業所へ移行するに当たっては、一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定するなど、現行のサテライト事業所の取扱いに従って実施する。

⑨ 通所介護と新総合事業における通所事業を一体的に実施する場合の人員等の基準上の取扱い

通所介護事業者が、通所介護及び新総合事業における第一号通所事業を、同一の事業所において、一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。

⑩ 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めるとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

(2) 療養通所介護

① 重度要介護者の療養生活継続に資するサービスを提供している事業所の評価

在宅での重度要介護者の療養生活継続への対応を強化する観点から、複数名での送迎や入浴の体制を評価するための加算を創設する。

個別送迎体制強化加算(新規) ⇒ 210単位/日

※ 算定要件等

- 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に送迎を行っていること。
- 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

入浴介助体制強化加算(新規) ⇒ 60単位/日

※ 算定要件等

- 指定療養通所介護事業所における2名以上の従事者により、個別に入浴介助を行っていること。
- 当該従事者のうち1名は、看護師又は准看護師であること。

② 地域密着型サービスへの移行に係る基準の創設

平成28年度に地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設けるとともに、基本報酬の設定については現行の基本報酬を踏襲する。

③ 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

療養通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

(3) 通所リハビリテーション

① 基本報酬の見直しと個別リハビリテーション実施加算の包括化

長期間継続して実施される個別リハビリテーションの評価の一部の基本報酬への包括化も含め、基本報酬を以下の通り見直す。

個別リハビリテーション実施加算 80 単位 / 回	→	包括化した基本報酬の設定 短期集中個別リハビリテーション 実施加算として見直し
------------------------------	---	---

② リハビリテーションマネジメントの強化

適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション計画書（様式）の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価する。また、訪問指導等加算は、リハビリテーションマネジメントのプロセスとして一体的に評価する。

リハビリテーションマネジメント加算 230 単位 / 月	→	リハビリテーションマネジメント加算 (I) 230 単位 / 月
(新設)	→	リハビリテーションマネジメント加算 (II) 開始月から 6 月以内 1,020 単位 / 月 開始月から 6 月超 700 単位 / 月
訪問指導等加算 550 単位 / 回 (月 1 回を限度)	→	リハビリテーションマネジメント 加算 (I) 及び (II) に統合する

※ 算定要件等

○ リハビリテーションマネジメント加算 (I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (3) 新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して 1 月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること。

○ リハビリテーションマネジメント加算 (II)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を、会議の構成員である医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅介護支援専門員、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス等の担当者、その他関係者と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。
- (2) 通所リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (3) 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して 6 月以内の場合にあっては 1 月に 1 回以上、6 月を超えた場合にあっては 3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していること。
- (4) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
- (5) 以下のいずれかに適合すること。
 - (1) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービス事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
 - (2) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
- (6) (1)から(5)までに適合することを確認し、記録すること。

③ 短期集中リハビリテーション実施加算と個別リハビリテーション実施加算の見直し

退院（所）後間もない者に対する身体機能の回復を目的とした短期集中リハビリテーション実施加算と身体機能の回復を目的とした個別リハビリテーション実施加算を統合し、短期集中個別リハビリテーション実施加算として見直す。

退院（所）日又は認定日から起算して

1 月以内 120 単位 / 日

退院（所）日又は認定日から起算して

1 月超 3 月以内 60 単位 / 日

個別リハビリテーション実施加算

80 単位 / 回

→ 退院（所）日又は認定日から起算して
3 月以内 110 単位 / 日

※ 算定要件等（変更点のみ）

○ 個別にリハビリテーションを実施すること。

○ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。

○ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算 (I) 又は (II) を算定していること。

④ 認知症短期集中リハビリテーションの充実

認知症高齢者には個別のリハビリテーションよりも状況が理解されやすい集団活動や何をするのかイメージされやすい活動や参加へのアプローチが導入しやすいため、認知症の状態に合わせた効果的な方法や介入頻度・時間を選択できる新たな報酬体系を追加する。

退院（所）日又は通所開始日から
起算して3月以内 240単位/日

（新設）



認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

退院（所）日又は通所開始日から
起算して3月以内 240単位/日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

退院（所）日の翌日の属する月又は
開始月から起算して3月以内 1,920単位/月

※ 算定要件等

- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - （1）1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。
 - （2）通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - （1）1月に4回以上リハビリテーションを実施すること。
 - （2）リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。
 - （3）通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）を算定していること。
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）と認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）は、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。

⑤ 活動と参加に焦点を当てた新たな評価体系の導入

ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた新たな生活行為向上リハビリテーションとして、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導などにおいて、訪問と通所を組み合わせることが可能となるような新たな報酬体系を導入する。

生活行為向上リハビリテーション実施加算（新設）

開始月から起算して3月以内の期間に行われた場合 2,000単位/月

開始月から起算して3月超6月以内の期間に行われた場合 1,000単位/月

※ 算定要件等

- 指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を通所リハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、指定通所リハビリテーションの利用者の有する能力の向上を支援した場合には加算する。
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - （1）生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。
 - （2）生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
 - （3）当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況及び実施結果を報告すること。
 - （4）通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）を算定していること。
- ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定しない。

⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハビリテーションを継続した場合の減算（新設）

生活行為向上リハビリテーションの提供終了後の翌月から6月間に限り1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

※ 算定要件等

- 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画書で定めた実施期間の翌月以降に、同一の利用者に対して、指定通所リハビリテーションを行った場合は、6月間に限り減算する。

⑦ 社会参加を維持できるサービス等へ移行する体制の評価

通所リハビリテーションの利用によりADL・IADLが向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高い通所リハビリテーションを提供する事業所の体制を評価する。

社会参加支援加算（新規） ⇒ 12単位/日

※ 算定要件等

- 指定通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間の次の年度内に限り1日につき12単位を所定の単位数に加算する。
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者（生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。）のうち、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が100分の5を超えていること。
- (2) 評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、リハビリテーションの提供を終了した者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組の実施状況が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- 12月を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること。

⑧ 重度者対応機能の評価

中重度要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算方法で1以上加配している事業所について、加算として評価する。

中重度者ケア体制加算（新設） ⇒ 20単位/日

※ 算定要件等

- 指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。
- 前年度又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1以上確保していること。

⑨ 重度療養管理加算の拡大

重度療養管理加算については、要件を見直し、加算の対象者を拡大する。

重度療養管理加算 ⇒ 算定要件の見直し

※ 算定要件等（変更点のみ）

- 対象者を要介護3まで拡大する。

(4) 通所系サービス共通（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）

① 送迎時における居宅内介助等の評価

送迎時に実施した居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）を通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護の所要時間に含めることとする。

※ 算定要件等

- 居宅サービス計画と個別サービス計画に位置付けた上で実施するものとし、所要時間に含めることができる時間は30分以内とする。
- 居宅内介助等を行う者は、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等とする。

② 延長加算の見直し

通所介護等の延長加算は、実態として通所介護事業所等の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とするとともに、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立の観点から、更に延長加算の対象範囲を拡大する。

【例】通所介護における延長加算

12時間以上13時間未満（新規） ⇒ 200単位/日

13時間以上14時間未満（新規） ⇒ 250単位/日

※ 算定要件

- 所要時間7時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に日常生活上の世話をを行った場合。
- 指定通所介護の所要時間と指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となるとき。

③ 送迎が実施されない場合の評価の見直し

送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。

送迎を行わない場合（新規） ⇒ △47単位/片道

4. 訪問系・通所系サービス共通

① リハビリテーションの基本理念

リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する（訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様に規定する）。

② 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションを同一事業者が提供する場合の運営の効率化

訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業者が提供する場合の運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す。

③ リハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準

訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする。

5. 短期入所系サービス

(1) 短期入所生活介護

① 基本報酬の見直し

② 緊急短期入所に係る加算の見直し

短期入所生活介護において、緊急時の円滑な受入れが促進されるよう、緊急短期入所に係る加算を見直し、空床確保の体制を評価する緊急短期入所体制確保加算については、廃止する。

一方、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急的に行う場合を評価する緊急短期入所受入加算については、要件を緩和するとともに充実を図る。

緊急短期入所体制確保加算	40 単位／日	⇒	廃止
緊急短期入所受入加算	60 単位／日	⇒	90 単位／日

※ 算定要件等

- 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。
- 緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定可能。

③ 緊急時における基準緩和

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。

④ ADL・IADLの維持・向上を目的とした機能訓練を実施している事業所の評価

事業所が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、ADL・IADLの維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施する場合には、新たな加算として評価する。

個別機能訓練加算（新規） ⇒ 56 単位／日

※ 算定要件等

- 専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等を1名以上配置していること。
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者の生活機能向上に資する個別機能訓練計画を作成していること。
- 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、計画的に利用している者に対しては、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

⑤ 重度者への対応の強化

重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合には、新たな加算として評価する。

医療連携強化加算（新規） ⇒ 58 単位／日

※ 算定要件等

（事業所要件）

以下のいずれにも適合すること。

- 看護体制加算（Ⅱ）を算定していること。
- 急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること
- 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。
- 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。

（利用者要件）

以下のいずれかの状態であること。

- 喀痰吸引を実施している状態。
- 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。
- 中心静脈注射を実施している状態。
- 人工腎臓を実施している状態。
- 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。
- 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。
- 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。
- 褥瘡に対する治療を実施している状態。
- 気管切開が行われている状態。

⑥ 長期利用者の基本報酬の適正化

長期間の利用者（自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者）については、基本報酬の評価を適正化する。

長期利用者に対する短期入所生活介護（新規） ⇒ △ 30 単位／日

※ 算定要件等

- 連続して 30 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所（指定居宅サービス基準に掲げる設備及び備品を利用した指定短期入所生活介護以外のサービスによるものを含む。）している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合、所定単位数から減算を行う。

⑦ 緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応

基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とし、その場合には、浴室・トイレ等について共用を可能とする。

さらに、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用を可能とする。

※ 算定要件等（短期利用居宅介護費）

- 登録者の数が登録定員未満であること。
- 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- 利用の開始に当たって、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めること。
- 指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
- 指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

(2) 短期入所療養介護

① 基本報酬の見直し

② リハビリテーションの評価の見直し

介護老人保健施設における短期入所療養介護において、算定率の高いリハビリテーション機能強化加算を基本サービス費に包括化する。また、当該加算の要件のうち、個別リハビリテーション計画の策定については、個別リハビリテーション実施加算の要件に位置づける。

リハビリテーション機能強化加算 ⇒ 基本サービス費に包括化

30 単位／日

※ 算定要件等（個別リハビリテーション実施加算の要件）

- 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1 日につき 240 単位を所定単位数に加算する。

6. 特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）

① 要支援 2 の基本報酬の見直し及び基本単位の見直し【地域密着型・介護予防を含む】

特定施設の入居者の平均要介護度が上昇傾向にあることを踏まえ、サービス提供体制強化加算及び認知症専門ケア加算の創設による重度化への対応を行う一方、介護職員・看護職員の配置基準については、要支援 1 の基準（10：1）を参考に、要支援 2 の基準（3：1）を見直す。

② サービス提供体制強化加算の創設【地域密着型・介護予防を含む】

介護老人福祉施設の入所者が原則として要介護 3 以上の者に限定される制度改正が行われたことに伴い、要介護 3 未満の高齢者が要介護状態に関わらず入居できる有料老人ホーム等を選択するなど、特定施設の役割が拡大することが見込まれているため、状態が軽い段階で入居した特定施設の入居者が重度化した場合でも、引き続き、当該施設においてサービスを提供し続けるための手厚い介護体制の確保を推進する観点から、サービス提供体制強化加算を創設する。

※ 算定要件等

- 介護福祉士による強化①（Ⅰ）イ
 - ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。
- 介護福祉士による強化②（Ⅰ）ロ
 - ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。
- 常勤職員による強化（Ⅱ）
 - ・看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。
- 長期勤続職員による強化（Ⅲ）
 - ・特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。

③ 認知症専門ケア加算の創設【地域密着型・介護予防を含む】

認知症高齢者の増加に対する評価を高め、積極的な受入れを促進する観点から、他のサービスにおいて認知症高齢者への対応に係る加算制度が設けられていることにかんがみ、認知症専門ケア加算を創設する。

※ 算定要件等

(1) 専門的な研修による強化(Ⅰ)

- ・事業所における利用者の総数のうち、「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)」の占める割合が2分の1以上であること。
- ・「認知症介護に係る専門的な研修」を終了している者を、以下のとおり配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
 - ① 対象者の数が20人未満 1以上
 - ② 対象者の数が20人以上 1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

(2) 指導に係る専門的な研修による強化(Ⅱ)

- ・(1)の基準のいずれにも適合すること。
- ・「認知症介護の指導に係る専門的な研修」を終了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- ・当該事業所における看護・介護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

④ 看取り介護加算の充実【地域密着型を含む】

看取り介護加算については、入居者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、特定施設入居者生活介護における看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDCA サイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

(現行)

(新)

死亡日以前4日以上30日以下

80単位/日⇒ 144単位/日

なお、死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様

※ 算定要件等(変更点に係る部分を抜粋。)

(施設基準)

- 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- 看取りに関する職員研修を行っていること。

(利用者基準)

- 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。
- 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

⑤ 短期利用の要件緩和【地域密着型を含む】

空き部屋を活用した短期利用については、都市部などの限られた資源を有効に活用しつつ、地域における高齢者の一時的な利用の円滑化を図るため、経験年数については複数の施設を運営する場合等を想定して事業者としての経験を評価する方式とるように要件を見直すとともに、本来入居者の入居率を80%以上確保するという要件を撤廃する。

⑥ 法定代理受領の同意書の廃止【地域密着型・介護予防を含む】

事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者による同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。

⑦ 養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方の見直し【介護予防を含む】

養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけでなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができるとする。

7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

① 複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

※ 算定要件等

- 変更無し

② 福祉用具専門相談員の資質の向上

福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与(販

売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。

8. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ① 基本報酬の見直し
- ② 訪問看護サービスの提供体制の見直し
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。
- ③ 通所サービス利用時の減算の改善
通所介護等の利用日における定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の減算について見直しを行う。
- ④ オペレーターの配置基準等の緩和
夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲として、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。あわせて、複数の事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する。
- ⑤ 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化
介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。
- ⑥ 同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。
同一建物に居住する者へのサービス提供に係る減算(新規)⇒ △600単位/月

※ 算定要件等

- 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合。

(2) 小規模多機能型居宅介護

- ① 基本報酬の適正化(同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直しを含む)
基本報酬の見直しを行うとともに、サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。
- ② 訪問サービスの機能強化
訪問サービスを積極的に提供する体制として、訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所を評価した加算を設けるとともに、利用者の在宅生活を継続するための支援を強化する観点から、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。
訪問体制強化加算(新規)⇒ 1,000単位/月

※ 算定要件等

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの算定月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費の同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、これを算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。

- ③ 登録定員等の緩和
小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。

- ④ 看取り期における評価の充実
看取り期における評価として、看護師により24時間連絡できる体制を確保していること、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容について説明を行う場合等についての評価を行う。
看取り連携体制加算(新規)⇒ 64単位/日(死亡日から死亡日前30日以下まで)

※ 算定要件等

(利用者の基準)

- 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等入所者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者であること。
(施設基準)
- 看護職員配置加算(I)(常勤の看護師を1名以上配置)を算定していること。
- 看護師との24時間連絡体制が確保されていること。
- 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録又はその家族等に対して、説明し同意を得ていること。

⑤ 運営推進会議及び外部評価の効率化

運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

⑥ 看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携

小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲として「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。また、兼務可能な施設・事業所の種別として、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。

人材確保の観点から、看護職員配置加算について、看護職員を常勤換算方法で1以上配置する場合について評価を行う。

看護職員配置加算(Ⅲ) (新規) ⇒ 480単位/月

※ 算定要件等

○ 看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。

○ 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。

(注)看護職員配置加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のうち複数を算定することはできないこと。

⑦ 地域との連携の推進

小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合について、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とするとともに、事業所の設備(居間及び食堂を除く)について、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を可能とする。

⑧ 同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し

小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

(算定構造のみ(具体的な単位数は①に記載))

介護予防小規模多機能型居宅介護費 ⇒ 介護予防小規模多機能型居宅介護費
(1)同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合
(2)同一建物居住者に対して行う場合

小規模多機能型居宅介護費 ⇒ 小規模多機能型居宅介護費
(1)同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合
(2)同一建物居住者に対して行う場合

※ 算定要件等

【同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合】

○ 小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)以外の建物に居住する場合

【同一建物居住者に対して行う場合】

○ 小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物(建物の定義は同上。)に居住する場合

⑨ 事業開始時支援加算の見直し

事業開始時支援加算については、平成26年度末までの経過措置であることから、現に定めるとおり、廃止する。

事業開始時支援加算 500単位/月 ⇒ 廃止

⑩ 認知症対応型共同生活介護事業所との併設型における夜間の職員配置の緩和

小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所が併設している場合について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員と認知症対応型共同生活介護事業所の1ユニットあたりの定員の合計が9名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とすること。

⑪ 小規模多機能型居宅介護と広域型特別養護老人ホームとの併設

小規模多機能型居宅介護事業所と広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や介護老人保健施設との併設について、小規模多機能型居宅介護事業所の構造や運営状況等を踏まえた上で、市町村が個別に併設の可否を判断できるように見直す。

⑫ 中山間地域等における小規模多機能型居宅介護の推進

中山間地域等に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、新たな加算として評価する。

(新規) ⇒ 所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算

※ 算定要件等

○ 指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合

(※1)別に厚生労働大臣が定める地域

①離島振興対策実施地域/②奄美群島/③豪雪地帯及び特別豪雪地帯/④辺地/⑤振興山村/⑥小笠原諸島/

⑦半島振興対策実施地域/⑧特定農山村地域/⑨過疎地域/⑩沖縄の離島

(3) 複合型サービス(改定後の名称は「看護小規模多機能型居宅介護」)

① 看護体制の機能に伴う評価の見直し

提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供体制を評価した加算と減算を設けるとともに、利用者の在宅生活を継続する観点から、利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に係る当該加算については、区分支給限度基準

額の算定に含めないこととする。

訪問看護体制強化加算(新規) ⇒ 2,500 単位/月

※ 算定要件等

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が 100 分の 80 以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 50 以上であること。
- (3) 算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。

訪問看護体制減算(新規) ⇒ 要介護 1～3 △ 925 単位
要介護 4 △ 1,850 単位
要介護 5 △ 2,914 単位

※ 算定要件等

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が 100 分の 30 未満であること。
- (2) 算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 30 未満であること。
- (3) 算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 5 未満であること。

② 同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し

サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

※ 算定要件等

○ 同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合

看護小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)以外の建物に居住する場合

○ 同一建物居住の登録者に対して行う場合

看護小規模多機能型居宅介護の登録者が、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物(建物の定義は同上。)に居住する場合

③ 登録定員等の緩和

看護小規模多機能型居宅介護の登録定員を 29 人以下とする。あわせて、登録定員が 26 人以上 29 人以下の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を 18 人以下とすることを可能とする。

④ 運営推進会議及び外部評価の効率化

運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

⑤ サービス名称の変更

サービスの普及に向けた取組の一環として、サービス内容が具体的にイメージできる「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

⑥ 事業開始時支援加算の延長

今後も更なる整備促進を図る観点から、平成 29 年度末まで延長する。

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 共通事項

① 総合マネジメント体制強化加算の創設等

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備について評価を行う。当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

総合マネジメント体制強化加算 1,000 単位/月(※)

(※) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護共通

※ 算定要件等

○ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護共通)

- (1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。
- (2) 各サービスの特性に応じて、「病院又は診療所等に対し、日常的に、情報提供等を行っている」(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護)、「地域における活動への参加の機会が確保されている」(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)ことなどを要件としている。

(5) 認知症対応型共同生活介護

① 基本報酬の見直し

② 夜間の支援体制の充実

夜間における利用者の安全確保の強化を更に推進する観点から、事業所における夜間勤務体制の実態を踏まえ、現在は評価の対象となっていない宿直職員による夜間の加配を新たに評価するため、「夜間支援体制加算」を創設する。

(新設)	⇒	夜間支援体制加算(Ⅰ)1ユニット	50単位/日
		夜間支援体制加算(Ⅱ)2ユニット以上	25単位/日

注) 現行の夜間ケア加算は廃止する。

※ 算定要件等

- 夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護従業者又は宿直勤務を行う者を1名以上配置すること。

③ 看取り介護加算の充実

看取り介護加算については、利用者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、認知症対応型共同生活介護事業所における看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

(現行)		(新)
死亡日以前4日以上30日以下	80単位/日	⇒ 144単位/日
なお、死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様		

※ 算定要件等(変更点に係る部分を抜粋。)

(施設基準)

- 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- 看取りに関する職員研修を行っていること。

(利用者基準)

- 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という。)が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に適切な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。
- 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

④ ユニット数の見直し

認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。

⑤ 同一建物に併設できる施設・事業所の範囲の見直し

認知症対応型共同生活介護事業所を広域型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等と同一建物に併設することについては、家庭的な環境と地域住民との交流の下、認知症対応型共同生活介護が適切に提供されるものと認められる場合には、併設を可能とする。

(6) 認知症対応型通所介護

① 基本報酬の見直し

② 利用定員の見直し

共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。

③ 運営推進会議の設置

地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から「運営推進会議」の設置を義務づけるなど、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、地域との連携等に関する規定について所要の基準改正を行う。

④ 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるとともに、情報公表を推進する。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

① サテライト型特養の本体施設に係る要件の緩和

サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

9. 介護予防サービス

(1) 介護予防訪問介護

① 基本報酬の見直し

(2) 介護予防訪問リハビリテーション

① 基本報酬の見直し

(3) 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防通所介護

① 基本報酬の見直し

10. 介護保険施設等

(1) 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）

① 看取り介護加算

入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、介護福祉施設サービスにおける看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

死亡日以前4日以上30日以下 80単位/日 ⇒ 144単位/日

※ なお、死亡日の前日及び前々日・死亡日については、現行と同様

※ 算定要件等（変更点に係る部分を抜粋。）

（施設基準）

○ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

○ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

（利用者基準）

○ 医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。

○ 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。

② 「特別養護老人ホーム」の職員に係る専従要件の緩和

特別養護老人ホームの直接処遇職員による柔軟な地域貢献活動等の実施が可能となるよう、特別養護老人ホームの職員に係る「専従」の要件は、「特別養護老人ホームの職員配置基準を満たす職員として割り当てられた職員について、その勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する時間帯において適用されるものである」ことを明確にする。（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老発214号）の改正。）

③ 日常生活継続支援加算

平成27年度より介護老人福祉施設の入所者が原則要介護3以上となること等を踏まえ、介護老人福祉施設が今後更に重度者等の積極的な受け入れを行うことを評価する観点から、入所者に係る算定要件の見直しを行うとともに、ユニット型施設の入所者については、単位数を従来型施設の入所者よりも引き上げる。

日常生活継続支援加算 23単位/日 ⇒ 36単位/日（従来型）

46単位/日（ユニット型）

※ 算定要件等（変更点に係る部分を抜粋。）

○ 次の(1)から(3)までのいずれかを満たすこと。

(1) 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の七十以上であること。

(2) 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。

(3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。

④ 在宅・入所相互利用加算

地域住民の在宅生活の継続を支援するため、在宅・入所相互利用加算の利用を促進する観点から必要な算定要件及び単位数の見直しを行う。

在宅・入所相互利用加算 30単位 ⇒ 40単位

※ 算定要件等(変更点に係る部分を抜粋。)

(利用者の基準)

- 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者であること。(※1)

※1: 現行では、「同一の個室」の計画的な利用が必要となっている。

(注): 現行の要件である「要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者であること」については、撤廃する。

⑤ 障害者生活支援体制加算

65歳以前より精神障害を有し、特別なケアが必要と考えられる重度の精神障害者についても、障害者生活支援体制加算の対象となる障害者に追加するとともに、同加算で配置を評価している「障害者生活支援員」について、精神障害者に対する生活支援に関し専門性を有する者を新たに追加する。

※ 算定要件等(変更点に係る部分を抜粋。)

(利用者の基準)

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者

(障害者生活支援員の基準)

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

- 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
- 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者
- 知的障害 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十四条各号に掲げる者又はこれらに準ずる者
- 精神障害 精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条各号に掲げる者

⑥ 多床室における居住費負担

介護老人福祉施設が多床室の入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費として求める。ただし、「低所得者を支える多床室」との指摘もあることを踏まえ、低所得者に配慮する観点から、利用者負担第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給することにより、利用者負担を増加させないこととする。(短期入所生活介護についても同様の見直しを行う。)

なお、当該見直しについては、平成27年8月から行うこととする。

※ 算定要件等(変更後の基準費用額と負担限度額の一覧。)

	食費	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・療養等)
基準費用額	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	$320 + \beta + \alpha$	$320 + \beta$
負担限度額 (利用者負担第3段階)	650	1,310	1,310	820	1,310	$320 + \beta$	$320 + \beta$
負担限度額 (利用者負担第2段階)	390	820	490	420	490	$320 + \beta$	$320 + \beta$
負担限度額 (利用者負担第1段階)	300	820	490	320	490	0	0

注1: β については、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額・負担限度額を上回っていることを踏まえた見直しで、50円/日。

注2: α については、多床室の入所者に対して室料相当の負担を求めることに伴う見直しで、470円/日。(実施は平成27年8月から。)

⑦ 基本報酬の見直し

(2) 介護老人保健施設

① 在宅復帰支援機能の更なる強化と基本報酬の見直し

在宅復帰支援機能を更に高めるため、リハビリテーション専門職の配置等を踏まえ、在宅強化型基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算について重点的に評価する。

② 施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援

入所前後訪問指導加算については、退所後の生活を支援するため以下の要件を満たす場合、新たに評価を行う。

- 本人及び家族の意向を踏まえ、生活機能の具体的な改善目標を含めた施設及び在宅の双方にわたる切れ目ない支援計画を策定していること
 - 支援計画策定に当たって、多職種が参加するカンファレンスを行っていること
- 入所前後訪問指導加算 460 単位/回 ⇒ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 450 単位/回
入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 480 単位/回

※ 算定要件等

次に掲げる区分に応じ、入所中1回を限度として算定する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 入所前後訪問指導加算(Ⅰ) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
- 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

③ 看護・介護職員に係る専従常勤要件の緩和

介護老人保健施設の看護師、准看護師及び介護職員は原則として当該施設の職務に専ら従事する常勤職員でなければならないこととされているが、訪問サービス等の併設により退所者の在宅生活を含めて支援するため、介護老人保健施設の看護・介

介護職員が当該施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合については、当該施設の看護・介護職員の一部に非常勤職員を充てることができる旨を明確化する。

※ 算定要件等

非常勤職員を充てても差し支えない場合の要件を次のとおりとする。

- 業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合
- 看護・介護職員が当該老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合（追加）

（注）次のいずれにも適合すること。

- （1）常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保されていること。
- （2）常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。

（3）介護療養型医療施設

① 機能に応じた評価の見直しと基本報酬の見直し

介護療養型医療施設が担っている機能を重点的に評価する。

※ 算定要件等

<療養機能強化型A>

- 次のいずれにも適合すること。

（1）算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。

（2）算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、喀痰（かくたん）吸引、経管栄養、又はインスリン注射が実施された者の占める割合が100分の50以上であること。

- 算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が100分の10以上であること。

（1）医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

（2）入院患者又はその家族等の同意を得て、入院患者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

（3）医師、看護師、介護職員等が共同して、入院患者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

- 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。

- 地域に貢献する活動を行っていること。

（療養病床を有する病院）

- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

- 介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。

（療養病床を有する診療所）

- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

- 介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

<療養機能強化型B>

- 次のいずれにも適合すること。

（1）算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が100分の50以上であること。（療養病床を有する診療所の場合は100分の40以上）

（2）算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、喀痰（かくたん）吸引、経管栄養、又はインスリン注射が実施された者の占める割合が100分の30以上であること。（療養病床を有する診療所の場合は100分の20以上）

- 算定日が属する月の前3月間における入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が100分の5以上であること。

（1）医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

（2）入院患者又はその家族等の同意を得て、入院患者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

（3）医師、看護師、介護職員等が共同して、入院患者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

- 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。

- 地域に貢献する活動を行っていること。

（療養病床を有する病院）

- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

- 介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。

又は

- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

- 介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が5又はその端数を増すごとに1以上であること。

（療養病床を有する診療所）

- 看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

- 介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

(4) 介護保険施設等における基準費用額の見直し

多床室における基準費用額及び負担限度額については、直近の家計調査における光熱水費の額が現行の基準費用額を上回っていることを踏まえ、必要な見直しを行う。(短期入所生活介護、短期入所療養介護においても同様。)

(5) 介護保険施設等入所者の口腔・栄養管理(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。)

① 経口維持加算の充実

経口維持加算については、摂食・嚥下障害を有する入所者や食事摂取に関する認知機能の低下が著しい入所者の経口維持支援を充実させる観点から、多職種による食事の観察(ミールラウンド)や会議等の取組のプロセス及び咀嚼能力等の口腔機能を含む摂食・嚥下機能を踏まえた経口維持支援を充実させる。

経口維持加算(Ⅰ)(1日につき) 28単位 } (1月につき) 400単位
又は
経口維持加算(Ⅱ)(1日につき) 5単位 } (新)(1月につき) 100単位

※ 算定要件等

- 経口維持加算(Ⅰ)については、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、1月につき算定。
- 経口維持加算(Ⅱ)については、当該施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師(人員基準に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算(Ⅰ)に加えて、1月につき算定。
- 経口維持加算(Ⅰ)は、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。経口維持加算(Ⅱ)は、経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。

② 経口移行加算の充実

経口移行加算については、経管栄養により食事を摂取している入所者の摂食・嚥下機能を踏まえた経口移行支援を充実させる。

経口移行加算(1日につき) 28単位 ⇒ (1日につき) 28単位

※ 算定要件等(変更点のみ)

- 経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、1日につき算定。
- 栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

③ 加算内容に応じた名称の変更

口腔機能維持管理体制加算、口腔機能維持管理加算については、入所者の適切な口腔衛生管理の普及を推進するため、口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算に名称を変更する。

④ 療養食加算の見直し

療養食加算については、入所者の摂食・嚥下機能面の取組を充実させる観点から、経口移行加算又は経口維持加算の併算定を可能にするともに、評価を見直す。

療養食加算(1日につき) 23単位 ⇒ (1日につき) 18単位

※ 算定要件等(変更点のみ)

- 経口移行加算又は経口維持加算との併算定が可能。

11. その他

(1) 介護職員の処遇改善

① 介護職員処遇改善加算の拡大

介護職員処遇改善加算(以下、「処遇改善加算」)については、介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乗せ評価を行うための区分を創設する。

② サービス提供体制強化加算の拡大

介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置づける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況の評価するための区分を創設する。

また、処遇改善に向けた取組を一層推進する観点から、処遇改善加算と同様に、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

旭川校	〒070-0034	旭川市四条通8-1703-12	日本生命旭川四条通ビル8F	☎ 0166(26)6990
札幌校	〒060-0807	札幌市北区北7条西4-17-1	竹山ホワイトビルディング	☎ 011(726)3050
函館校	〒040-0011	函館市本町8-18	五稜郭本町ビル2F	☎ 0138(31)3412
青森校	〒030-0801	青森市新町1-1-14	損保ジャパン日本興亜青森ビル2F	☎ 017(774)1515
仙台校	〒980-6127	仙台市青葉区中央1-3-1	アエル27F	☎ 022(263)0731
秋田校	〒010-0001	秋田市中通2-2-7	トラストワンビル213F	☎ 018(837)5331
津田沼校	〒274-0825	船橋市前原西2-14-2	津田沼駅前安田ビル9F	☎ 047(493)8370
大宮校	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町2-380-1		☎ 048(654)7501
東京校	〒160-0023	東京都新宿区西新宿1-7-1	松岡セントラルビル3F	☎ 03(3348)0731
お茶の水校	〒101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-1-20	お茶の水ユニオンビル2F	☎ 03(3291)0731
池袋校	〒171-0021	東京都豊島区西池袋1-11-1	メトロポリタンプラザビル13F	☎ 03(5954)0731
立川校	〒190-0023	立川市柴崎町3-5-2		☎ 042(529)7530
横浜校	〒220-0004	横浜市西区北幸1-4-1	横浜天理ビル11F	☎ 045(320)0731
町田校	〒194-0022	町田市森野1-22-14	小田急シティビル町田4F	☎ 042(721)5001
新潟校	〒950-0901	新潟市中央区弁天1-1-22	東信新潟ビル6F	☎ 025(247)7291
静岡校	〒420-0857	静岡市葵区御幸町11-30	エクセルワード静岡ビル3F	☎ 054(273)6361
名古屋校	〒450-0002	名古屋市中村区名駅3-26-6		☎ 052(563)2095
金沢校	〒920-0856	金沢市昭和町16-1	ヴィサージュ12F	☎ 076(263)3870
京都校	〒600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入ル立売中之町99	四条SETビル6F	☎ 075(252)0762
大阪校	〒530-0001	大阪市北区梅田1-3-1	大阪駅前第一ビル12F	☎ 06(6345)0731
難波校	〒556-0017	大阪市浪速区湊町1-2-3	マルイト難波ビル7F	☎ 06(6645)0731
神戸校	〒650-0034	神戸市中央区京町75-1	京町栄光ビルディング1F	☎ 078(391)0731
岡山校	〒700-0024	岡山市北区駅元町15-1	リットシティビル3F	☎ 086(255)6244
広島校	〒730-0031	広島市中区紙屋町2-2-6	紙屋町イワミビル7F	☎ 082(541)0731
高松校	〒760-0019	高松市サンポート2-1	高松シンボルタワー11F	☎ 087(821)1731
松山校	〒790-0005	松山市花園町1-3	日本生命松山市駅前ビル4F	☎ 089(947)6605
北九州校	〒802-0001	北九州市小倉北区浅野1-1-1	小倉駅北口ビル3F	☎ 093(541)1511
福岡校	〒810-0001	福岡市中央区天神1-1-1	アクロス福岡5F	☎ 092(716)5533
長崎校	〒850-0032	長崎市興善町2-24	長崎第一生命ビル3F	☎ 095(818)5033
大分校	〒870-0035	大分市中央町1-1-5	大分第一生命ビル2F	☎ 097(536)7588
熊本校	〒860-0805	熊本市中央区桜町1-20	西嶋三井ビルディング2F	☎ 096(359)7611
鹿児島校	〒892-0842	鹿児島市東千石町14-10	天文館三井生命 南国テレホンビル6F	☎ 099(227)3455